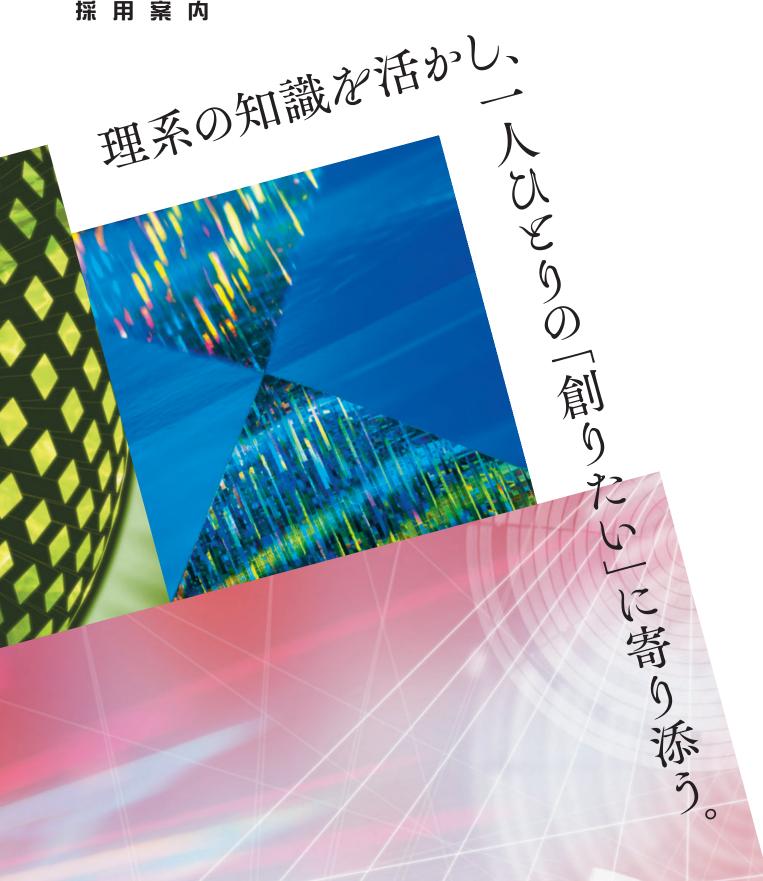
特許庁

技 術 系 総 合 職 採 用 案 内



ミッション・ビジョン・バリューズ

より良い未来を拓く「知しは、 一人ひとりの 「やりたい」 から始まり、 その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを確信しています。

私たちは、「知一に寄り添い、 培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、 未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを、 知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

> 暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、 一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、 イノベーションを促進することに 私たちは、全力で取り組みます。

mission

ミッション

どのような社会を実現したいのか

●「知」が尊重され、一人ひとりが 創造力を発揮したくなる社会を 実現する

vision

ビジョン

ミッションのために組織は何を成すのか

●産業財産権を通じて、未来を拓く 「知」が育まれ、新たな価値が 生み出される知財エコシステム*を 協創することで、イノベーション*を 促進する

values

バリューズ

ビジョンのために職員はどのような指針で行動・判断するのか

- ●透明性をもって、公正、公平に 実務を行う
- ●ユーザーの立場で考える
- ●前例にこだわらず、改善を続ける
- ●新たな技術・知識を常に学び取り 入れ、プロフェッショナルとして主 体的に行動する
- ●多様な個性を尊重し、かけ合わせ、 お互いを高め合う
- ●特許庁全体の視野に立つ

*知財エコシステムとは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクル の概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響 を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出され る、いわば知的財産の生態系を指します。 *イノベーションとは、技術革新に<mark>限らず、新しいビジネスモデルや社会の</mark>仕組みの創出などを

含む広義のイノベーションを指します。

特許技監からのメッセージ《

私たちは、一緒に「イノベーションを加速する」仲間を求めています。



特許技監

安田太

VASIINA Futoshi

経歴

平成 3年4月 特許庁入庁(審査第五部送配電)

平成 9年4月 総務部特許情報課特許情報管理室

平成 12年7月 カリフォルニア大学サンタバーバラ校客員研究員

平成13年7月 審査第一部調整課課長補佐 平成15年4月 総務部総務課課長補佐

平成16年4月 審査第四部審査官(情報処理)

平成17年7月 審査第一部調整課課長補佐

平成19年7月 政策研究大学院大学助教授

平成21年4月 審査第一部調整課審査企画室長

平成23年4月 審查第四部転送・制御担当室長

平成24年4月 内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官

平成26年4月 審査第一部調整課審査推進室長

平成28年4月 審査第四部審査長(上席・伝送システム)

平成30年7月 審査第一部調整課長

令和 2年4月 審査第二部長

令和 3年4月 審査第一部長

令和 4年7月 審判部長

令和 6年7月 特許技監(現職)

知的財産制度の役割

我が国を取り巻く経済・社会環境は大きく変化しています。 新型コロナウイルス感染症拡大によりデジタル化が一気に進 んだことで、企業価値や競争力の源泉として知的財産がより一 層注目されています。知的財産戦略において、SDGsやカーボ ンニュートラルなど社会的課題が強く認識されるようにもなり ました。知的財産制度は、創造・保護・活用の好循環により未 来を拓く「知」が生まれる「知財エコシステム」を実現させる仕 掛けです。「知財エコシステム」が完成すれば、社会的課題を 解決するキーテクノロジーが次々に生まれ、持続的発展が可能 な社会の実現に向けてイノベーションが加速されていくでしょ う。知的財産制度は、今日的な課題を解決し、よりよい社会を 実現する上でとても重要な役割を担っているのです。

特許庁の使命について

特許庁は、明治18年(1885年)に専売特許条例が公布され て以来、特許法をはじめとする知的財産制度を所管し、我が国 経済の発展を知的財産の側面から支えてきました。その時々の 社会情勢や環境の変化、多様化する出願人ニーズに柔軟に対 応しながら、「知財エコシステム」実現に向けて知財行政を担っ

てきました。 速やかに安定した特許権を設定する"特許審査"は、 その中核的機能と位置づけられます。また近年、新規産業創 出に向けたプッシュ型支援 (PASS) などのスタートアップ支援 に力を入れるとともに、海外知的財産庁との幅広い審査協力 等にも取り組んでいます。

特許審査官に求められる資質

特許審査官は、先端技術である発明の内容や意義を理解し、 特許法に基づいて適切かつ公正に審査(特許性の判断)を行 う必要があります。1件1件の審査結果は、我が国の経済や産 業に影響を与え得るものであり、このような重責を担う特許審 査官には、先端技術知識のアップデート、ITの活用、判決や審 決の動向の把握、出願人等とのコミュニケーションなど、多岐 にわたる知識・能力が求められます。外国文献の調査や海外 知的財産庁との連携協力等が行われていることから、国際的 な素養を磨く必要もあります。我々審査官は、お互い支え合い 切磋琢磨し合いながら、プロフェッショナルとして日々力を発 揮します。

知的財産制度を通じて我が国の経済発展及びイノベーショ ンの加速に寄与したいという高い志、そして自ら成長し続ける 強い意欲を持った方々をお待ちしております。

》知的財產権、產業財產権

知的財産権とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、 創作者の財産として一定の期間保護する権利です。 そのうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の 4つの権利を総称して、産業財産権といいます。





知的財産権の種類

知的創造物についての権利 = 創作意欲を促進=

特許権 (特許法)

●発明を保護 ●出願から20年

実用新案権 (実用新案法)

●物品の形状等の考案を保護 ●出願から10年

意匠権 (意匠法)

○文芸、美術、音楽、映画、プログラム等の精神的作品を保護 ○死後70年(法人は公表後70年、映画は公表後70年)

●物品等のデザインを保護 ●出願から25年

著作権(著作権法)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律) ○半導体集積回路の回路配置の利用を保護 ○登録から10年

育成者権(種苗法)

○植物の新品種を保護 ○登録から25年(樹木は30年)

営業秘密 (不正競争防止法)

○ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業標識についての権利 = 信用の維持=

商標権(商標法)
 ● 商標・サービスに使用するマークを保護
 ● 登録から10年(更新可能)
 ○ 商号を保護
 ○ 商号を保護
 ○ 周知・著名な商標等の不正使用を規制
 ・ 地理的表示(GI)
 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)
 ● 産業財産権で、特許庁所管





産業財産権の例

特許権

自然法則を利用した、新規かつ高度で 産業上利用可能な発明を保護

> [例] 通信の高速化、携帯電話の 通信方式に関する発明

意匠権

独創的で美感を有する物品の形状、模様、色彩等のデザインを保護

[例] 携帯電話機をスマートにした 形状のデザイン

商標権

商品・サービスを区別するために使用する マーク (文字、図形等) を保護

[例] 電話機メーカーが自社製品の信用保持の ために製品等に表示するマーク

実用新案権

物品の形状、構造、組合せに関する 考案を保護

[例] 携帯性を向上させたベルトに取付け可能な スマートフォンカバーの形状に関する考案



知的創造サイクル

産業財産権制度は、①研究開発された優れた成果を権利化し、②産業財産権の活用等によって研究開発の費用を回収し、③そして再び新しい研究開発に役立ててもらおうという、知的創造サイクルの原動力となっています。

特許制度の意義

特許制度は、新たな技術等に対して独占権を与えて保護することにより、新たな創作意欲や研究開発を促進するとともに、出願された技術情報を一般公開することで、重複研究を防ぎ、新たな研究のヒントを与えること等を目的としています。

特許審査官は、世界各国の出願人から受け付けた発明について、技術的観点、法律的観点等から厳正に審査し、独占的な権利を付与するか否かを判断することを通して、特許制度の一翼を担い、日本の技術開発を支え、産業の発達に寄与しています。

特許庁の役割《

» CONTENTS

- 02 特許技監からのメッセージ
- 03 知的財産権、産業財産権
- 06 特許庁の役割
- 07 審査第一部~審査第四部の担当技術
- 09 特許審査官のキャリアパス
 - 11 審査業務の紹介
 - 14 特許審査官の1日
 - 15 充実した研修制度
 - 17 特許審査官からのメッセージ
 - 21 オフィス環境紹介
 - 23 行政官としての業務
 - 29 多彩なフィールドで活躍する特許審査官
 - 33 審判業務の紹介
 - 35 管理職からのメッセージ
 - 37 特許審査官のキャリア紹介
 - 41 令和6年入庁特許審査官補からのメッセージ
 - 43 ワークライフバランス
 - 45 採用Q&A
 - 46 採用情報

特許庁は、①産業財産権の適切な付与、②産業財産権施策の企画立案、 ③国際的な制度調和と途上国協力の推進、④産業財産権制度の見直し、 ⑤中小企業・大学等に対する支援、⑥産業財産権情報提供の拡充等、 我が国産業の発展に向けた取組を積極的に進めています。



○審査・審判業務を中心に行う部署 ●審査・審判周辺業務、その他の業務を行う部署

※審査第一部~審査第四部の担当技術

審查第一部

主に物理、光学、社会基盤 関係の発明を審査しています。 センサや発光素子などの要 素技術から、VRに使われるへ ッドマウントディスプレイやス マート農業システムなどの近 年注目されている応用技術ま で、幅広い技術を担当します。 物理系、農学系、土木・建

築系出身の審査官が多く在籍

しています。



自動制御 電気自動車、 モータ、風力発電 医療機器 動力機械 手術ロボット、 エンジン、自動運転、 福祉機器 ナビゲーション 熱機器 給湯、冷蔵庫、エアコン 生活機器 洗濯機、掃除機、 調理器具、照明 鉄道車両. 船舶 審査第二部 一般機械 変速機、伝動機構、 ブレーキシステム 全產基盤部門

高分子 ポリマー、ゴム 環境化学 水の処理、排ガス処理、 リチウムイオン電池、 触媒、金属加工 燃料電池 樹脂 フィルム、繊維、接着剤 化学応用 塗料、化粧料、 無機化学 無機化合物、 セラミックス、合金 審査第三部 有機化学 有機化合物、農薬 生命部門 食品 飲食品、微生物、細胞 生命工学 医療 遺伝子、 医薬品、再生医療 タンパク質

審査第三部

主に化学関係の発明を審査 しています。

リチウムイオン電池、医 薬品、飲食品、塗料、化粧料、 繊維、接着剤といった身近な ものから、セラミックス、合金、 排ガス処理、遺伝子、細胞、 有機化合物、ポリマーまで多 岐にわたる技術を担当します。

化学・材料系、バイオ系、 薬学系出身の審査官が多く在 籍しています。



人や物の移動を支える自動 車や航空機、ものづくりを支え るロボットやコンベヤ、日常を 支える生活家電や福祉機器な

主に機械関係の発明を審

査しています。

審查第二部

ど、社会の様々なシーンで利 用される技術を担当します。 機械系、航空宇宙系出身の

審査官が多く在籍しています。



ソフトウェア、AI、 セキュリティ 電子商取引 オンラインショップ、 決済システム 電気機器 プリント基板、電気部品 電子デバイス パワーデバイス、 半導体製造プロセス 経営システム 各種業務システム、 ヘルスケアインフォマティクス 審査第四部 映像システム カメラ(画像処理)、 VOD 通信部門 電力システム スマートグリッド 非接触給電

伝送システム

情報処理

デジタル通信

通信ネットワーク

審査第四部

主に電気、通信、情報関係 の発明を審査しています。

Eコマース、人工知能、IC カード、ワイヤレス給電、スマ ートフォン、5G、4Kテレビ、 コンデンサ、半導体など、デバ イスやシステムからビジネスモ デルに至るまで様々な技術を 担当します。

電気電子系、情報系出身の 審査官が多く在籍しています。

5G、次世代通信 **07** JAPAN PATENT OFFICE JAPAN PATENT OFFICE 08 工作機械

≫ 特許審査官のキャリアパス

特許審査官は、審査官・審判官として特許の審査・審判業務に従事するとともに、 行政官として特許制度を取り巻く様々な業務に携わり、 特許制度の一翼を担い、日本の技術開発を支え、 産業の発達に寄与しています。

査

判

多 様

な 知

財 行 政

太田 良仁 OTA Yoshihito 令和5年 入庁 17ページ掲載

審査官補



前田 侑香 MAEDA Yuka 令和3年 入庁 19ページ掲載



長谷川 莉慧霞 HASEGAWA Rieka 令和2年 入庁 14ページ掲載

審査官



小野 健二 ONO Kenji 平成23年 入庁

20ページ掲載



佐々木 創太郎 SASAKI Sotaro 平成18年 入庁 20ページ掲載



羽岡 さやか HAOKA Sayaka 平成13年 入庁 18ページ掲載



松波 由美子 MATSUNAMI Yumiko 平成4年 入庁 34ページ掲載



岡山 太一郎 OKAYAMA Taichiro 平成18年 入庁 34ページ掲載



福田 正悟 FUKUDA Shogo 平成18年 入庁 14ページ掲載



寺川 ゆりか TERAKAWA Yurika 平成14年 入庁 35ページ掲載



宮田 繁仁 MIYATA Shigeto 平成9年 入庁 36ページ掲載

先任上席審査官 上席審査官・審判官

管理職 (室長、審査長、審判長等)

入 庁



篭島 福太郎 KAGOSHIMA Fukutaro 平成31年 入庁 16ページ掲載



係長等

程塚 悠 HODOZUKA Haruka 平成30年 入庁 28ページ掲載



古瀬 裕介 FURUSE Yusuke 平成29年 入庁 23ページ掲載

庁外で活躍



小野 郁磨 ONO Ikuma 平成30年 入庁 平成21年 入庁 26ページ掲載 30ページ掲載

川口 聖司 KAWAGUCHI Satoshi 平成20年 入庁 16ページ掲載

麻川 倫広 ASAKAWA Michihiro 平成20年 入庁 30ページ掲載

黒嶋 慶子 KUROSHIMA Keiko 平成18年 入庁 32ページ掲載

蛭田 敦 HIRUTA Atsushi 平成14年 入庁 32ページ掲載

■入庁後は約2か月間の研修の修了を経て、審査官補に任用されます。

■審査官になるための研修や試験と一定期間(学業等の経験に応じて2~4年)の勤務を経て、 審査官に昇任します。

●審査官昇任後は、審査官として特許の審査業務に従事するとともに、行政官として特許庁の内外で、 特許に関する施策の企画立案、国際業務、法整備等に携わります。

●様々な業務を経験し、審判官や各部署を統括する管理職へと昇進していきます。

課長補佐



宮岡 真衣 MIYAOKA Mai 平成19年 入庁 27ページ掲載



山中 隆幸 YAMANAKA Takayuki 平成14年 入庁 37ページ掲載



管理職 (課室長等)

清野 千秋 SEINO Chiaki 平成13年 入庁 25ページ掲載



今村 亘 IMAMURA Wataru 平成6年 入庁 40ページ掲載



五十嵐 康弘 IGARASHI Yasuhiro 平成17年 入庁 24ページ掲載



富士 春奈 FUJI Haruna 平成14年 入庁 38ページ掲載



松下 公一 MATSUSHITA Koichi 平成8年 入庁 39ページ掲載

発明内容の理解

発明内容の正確な理解が、特許審査の第 一歩。出願書類をしっかり読み、発明のポイ ントや背景を把握、理解します。技術的な専 門知識はもちろん、新しいアイデア等、技術 の新しい切り口を見抜く目も求められます。



特許性の判断・出願人とのやり取り

特許審査官は、出願された発明と、 発見された先行技術文献とを対比し、 出願された発明が既存の発明と同一の ものではないか、既存の発明に基づい て容易に発明できたものではないか、と いった観点から特許性の判断を行いま す。そして、特許性があると判断した場ます。

合は特許査定を、特許性がないと判断 した場合は拒絶理由通知を行います。

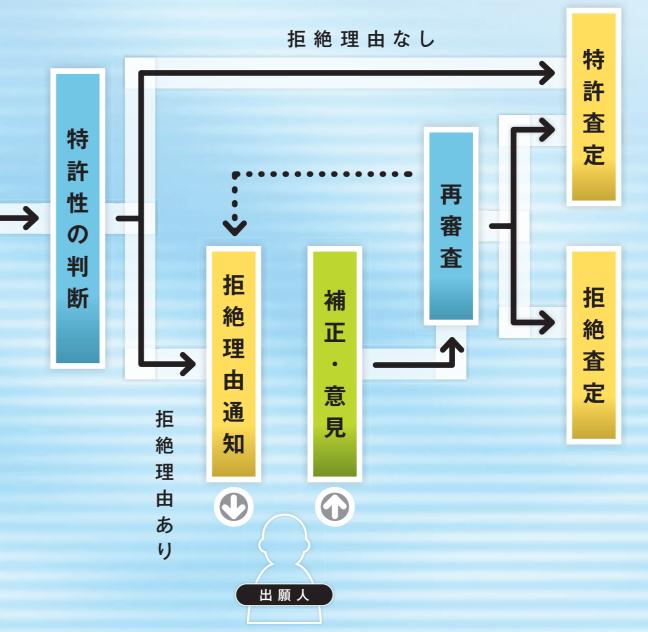
出願人は、拒絶理由通知に対し意 見・補正等の応答を行い、これに対し、 特許審査官は再度審査を行い、最終的 に、特許査定、または拒絶査定を行い



発 先 明 行 特 審 内 技 査 許 容 出 術 請 の 求 調 理 査

先行技術調査

庁内外の検索システムを用いて、特許文献 や学術論文等のデータベースから過去に類似 の技術がないか調査します。外国文献も調査 対象であるため、英語等の語学力が求められ ます。実務を重ねながら検索スキルの向上に 努めています。



特許審査官の1日《

審査官が使う検索システム

審査官は、国内外の特許文献・非特許文献を検索で きる独自の検索システムを用いて、効率的かつ漏れのな い先行技術調査を行っています。

記号や、任意の検索ワードを用いて文献を絞り込みます。 右は検索画面で絞り込んだ文献を表示した画面です。 例えば、左側に文章を、右側に図面を表示することが可 左は検索画面です。審査官は、技術で分けられた分類 | 能であり、効率的に文献を把握することができます。





出願人とのコミュニケーション

特許庁では、出願人・代理人と審査官との 間でコミュニケーションを取り、意思疎通を円 滑化するために、書面ではなく対面又はオン ラインで直接対話を行う「面接審査」も実施 しています。



審査官に 必要は スキルは?

出願人・第三者の双方が納得する審 査を行うためには、技術・法律の両専 門知識に加え、高度な論理的思考が必 要とされます。また、拒絶理由通知等 は書面で行われるため、論述能力も必 要とされます。



入庁時は有機化学で主に有機化合物、農 薬、食品の審査を担当しており、この4月か ら食品と新たに細胞工学を担当することにな りました。新たな技術分野の習熟を図るべく 日々奮闘しています。

登庁後、まずはパソコンのメールと自分の担当する 案件の新着情報をチェックし、審査以外の室内業 務を終わらせます。

特許の出願書類を 読み、内容を理解し た後、検索システム を用いて先行技術 調査を行い、対比・ 検討を行いました。

途中で他の案件に ついて代理人の方から電話があり、対応しました。

昼食は周辺のお店に食べに行くことが多いです。少 し外を散歩してリフレッシュするのが日課です。



午前中の案件で判断に 迷う箇所があったため、 先輩審査官の方々に相 談しました。協議を行う 中で様々な観点から意 見をいただいたので、そ

の意見を踏まえて再考し、拒絶理由通知を作成し ます。

外部調査機関の方との対話を行います。調査方針 や見つかった先行技術文献の内容を聞いて、拒絶 理由通知の骨子を作成します。

その後、審査官補の方が研修から戻ってきたところ で研修の報告をしてもらい、指導審査官として研修 で悩んだ点について一緒に検討を行いました。

全ての業務に区切りが着いたので帰宅します。業務 後は習い事に行ったり、家でゆっくりドラマを観た りと、趣味の時間に充てて気分転換をしています。



登庁時

09:00

(0:00

昼休み

午後 前半

13:00

15:00

退庁時

18:00



現在は、電子回路に関する特許審査を担当 しています。また、近年ChatGPT等のAIが出 現し、これまで以上に幅広い分野でAIの利活 用が見込まれています。そこで、他の審査官か らAIに関連する特許審査の悩みの相談を受け て助言するAI担当官も兼務しています。

育児のために勤務時間帯を早めに設定し、朝早くに 登庁時 登庁しています。電車も空いていて快適です。登庁 後、メールをチェックすると共に、優先度に応じて 審査する案件を選びます。

担当する案件の審査を行い、審査結果に応じた、出



願人の方へ送付する文 書を作成します。こちら の意図が正確に伝わる ように、簡潔で分かり やすい文書になるよう 心掛けています。

特許庁の周辺には美味しいお店が多く外食も好き ですが、今日は、庁内で興味のあるオンラインセミ ナーが開催されていたので、自席でセミナーを聴講 しながらのランチでした。

他の審査官から、AIに関連する特許審査の悩みの



午後 後半

15:00

00:00

10:00

昼休み

相談がありました。悩 みの内容に応じた、審 査の基準や類似の事例 を参考にしながら協議 を行い、その結果を踏 まえて助言します。



審査官補から案件の相談があり、指導審査官として、 審査官補から説明を聞きつつ、法令や自分の経験 を踏まえて指導しました。審査官補が日々成長して いる姿を見ると嬉しいです。

退庁時 15:00

仕事が一段落したので業務を終了し、これから保育 園へ子供のお迎えに行きます。お迎えの時間が決ま っているので、勤務時間内に終わるように効率的な 業務遂行を意識しています。

≫ 充実した研修制度

審査官には、技術・法律に関する高度な知識が求められます。

入庁から審査官に昇任するまでの期間の研修制度

そのため、入庁から審査官に昇任するまでの審査官補の期間には、法律や審査実務の知識を学ぶための法令により 定められた研修や指導審査官による実務指導等の体系的な育成プログラムを通じて、審査官としての基礎知識を習 得することができます。

また、審査業務等に必要なスキルを向上させるための研修(語学研修、法律研修等)も充実しています。

審査官補コース研修

入庁後の約2か月間をかけて、法令、条約、審査実務の初歩的な知識を習得します。この研修を修了すると、審査官補に任用されます。

審査官コース前期研修・後期研修

審査官補の期間に、法令、条約、審査実務の専門知識を前期(約2か月間)・後期(約1か月間)の2回に分けて習得します。 この研修を修了すると、審査官に昇任します。

その他の研修制度

審査官として、更なるスキルアップに対応した研修制度が充実しています。

海外の大学に、年間20名以上の審査官が留学し、知的財産法や先端技術を学んでいます。

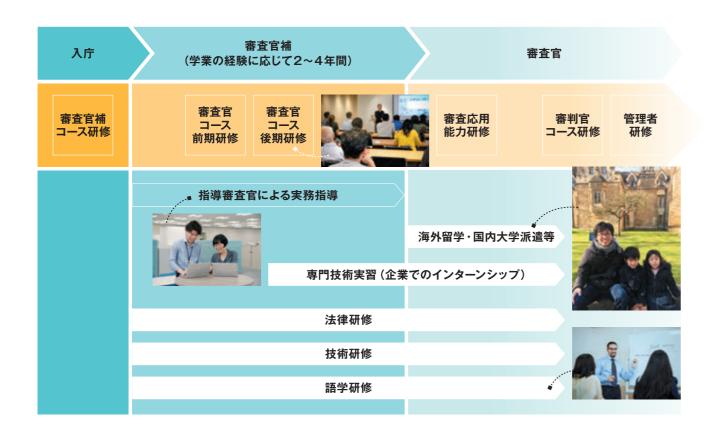
国内大学派遣 国内の大学院で、研究開発業務に携わったり、講義を聴講したりして、最新技術の知識を習得します。

専門技術の習得や、産業界の実態やニーズの把握を目的とし、民間企業へ派遣されて現場を体験します。

大学法学部への派遣聴講、法律専門家による講演により、法律の知識を磨きます。

研究者を招へいしての講演、学会参加等により、技術の習得範囲を広げます。

英語、中国語、独語、仏語、韓国語等を習得します。





私が活用した研修

私は英語研修の一環として入庁2年目に同期とグループレッスンを 受講し、さらに語学力を高めたいと感じたため、その翌年には個別のレ ッスンを受講しました。より自然な表現で英語の日常会話をすること ができるようになっただけでなく、審査官という自分の仕事を英語で 表現することができるようになりました。また、習慣的に英語に触れた ことで、自身が担当していた医療の技術分野で引用する英語の学術文 献を理解するスピードを上げることができました。

経 平成31年4月 入庁(審査第三部医療) 令和 4年4月 審査官昇任 市和 4年4月 曾具日升社 令和 6年1月 調整課企画調査班 統計係長

スキルアップに役立つ研修制度

篭島 福太郎

KAGOSHIMA Fukutaro 調整課企画調査班 統計係長

加えて、「大学聴講」を利用して、審査をする上で自分に不足してい た技術分野の知識を習得しました。大学時代に習得できる知識に比 べて、ひとりの審査官が担当する技術分野ははるかに広いので、自分 で受講したい研修を選べるのは、特許審査をする上で心強く感じてい ます。

研修を業務のモチベーションに

英語研修を受講して数年後、海外の知財庁において知的財産権制 度に関するヒアリングをする機会がありました。自身の英語力に一定 の手応えを感じた反面、力不足も感じたため、もう一度研修を受講し て英語力を鍛え直したいと思いました。

英語研修をはじめとする特許庁の研修の多くは、向上心のある職 員に対して開かれています。日々の業務ではさらなるスキルアップの必 要性を感じることもありますが、充実した研修制度は、次の業務にチ ャレンジするためのモチベーションとなっています。

知的財産を活用してより良い世界に!!

川口 聖司 KAWAGIICHI Satoshi 経済産業省通商政策局通商機構部

世界有数の「知」の集積地である英国へ

入庁以来、光デバイス、応用光学等の物理工学分野における審査 業務を幅広く経験しました。また、文部科学省において、大学技術移 転政策の企画立案に携わることにより、知的財産は活用され社会に 還元されてこそ意味があるという意識を強く持つようになりました。こ れらの経験から、物理工学分野で世界トップクラスの実績を誇るオッ クスフォード大学において、どのように最先端技術が生まれ知的財産 を通じて社会還元されているのか、是非とも現地で体感したいと思い 留学先に英国を選定しました。留学中はオックスフォード大学の最先 端技術を学ぶとともに、ライセンスやベンチャー企業創出等の知的財 産の活用についても知見を深めることができました。知的財産を社会 に還元するためには関係者の信頼・協力関係が極めて重要であること も痛感しました。

知的財産の国際的ルール作りへの貢献

現在は通商機構部において、世界貿易機関(WTO)や世界保健機 関(WHO)等における知的財産の国際的ルール作りに関する国際交 渉に携わっています。知的財産に関する国際交渉においては、パンデ ミック時における知的財産の取扱い等について、知的財産を多く所有



する先進国側と専ら利用する途上国側で利害が対立する場合も少な くありません。このような場合にも、留学中に身に付けた知識や経験 を生かし、知的財産を社会に還元するためには信頼・協力関係が必要 不可欠であることを意識して、日々様々な国々との交渉を行っています。 少しでも多くの知的財産が活用され、少しでも世界が良くなるような、 知的財産の国際的ルール作りに微力ながら貢献できれば嬉しいです。

平成20年 4月 入庁(特許審査第一部光デバイス)

平成23年 4月 審査官昇任 平成25年 1月 総務部国際課 欧州係長

平成26年 1月 審査第一部応用光学 審査官 平成27年 4月 審査第一部アミューズメント 審査官 平成28年 7月 文部科学省科学技術・学術政策局 専門官

平成30年 7月 留学(英国 オックスフォード・ユニバーシティ・イノベーション)

令和 元年 7月 審査第一部応用光学 審査官

令和 2年 7月 2025年日本国際博覧会協会国際局

エグゼクティブリエゾンディレクタ-

令和 4年 7月 審査第一部アミューズメント 審査官

今和 5年10月 経済産業省通商政策局通商機構部 参惠官補佐

特許審査官からの メッセージ



入庁して驚いた、充実した研修と環境

これまで知的財産について学習したことがありませんでし





羽岡 さやか HAOKA Sayaka

審査第四部デジタル通信 (データネットワーク) **先仟** 上 度 審 杳 它 平成13年入庁

平成13年4月 入庁(特許審査第四部デジタル通信)

平成17年4月 審査官昇任

平成21年3月 産前産後休暇/育児休業 平成22年4月 特許審査第四部デジタル通信 審査官

平成23年6月 産前産後休暇/育児休業 平成25年4月 特許審査第四部デジタル通信 審査官

平成28年4月 審査第四部伝送システム 審査官 平成30年4月 審判官昇任(審判部第31部門)

平成31年4月 審査第四部デジタル通信 上席審査官 令和 4年4月 審査第四部デジタル通信 先任上席審査官



たが、一人前の審査官になるための研修が充実していることを 実感しました。入庁してすぐ、審査業務を行っていく中で必要 な、法律をはじめとした知識を学ぶ研修があり、同期と切磋琢 磨し、時に先輩方に相談しながら学習しました。また、企業や 弁理十事務所を訪問し、現場見学や意見交換会に参加するこ

成長できる職場環境と活きる学生時代の経験

とで、知的財産に係わる現場の考え方について知見を深めると ともに、審査官として求められる姿勢を学ぶことができました。 他に、学会やセミナーに参加できる機会も充実しています。ま た、新人審査官からベテラン審査官まで、分け隔てなく相談で きる環境であるため、自身が担当する技術分野の専門知識を 深めることができます。

幅広く活きる、学生時代の経験

入庁前、特許の審査は専門性が高い知識ばかりが求められ ると思っていましたが、意外にも、発明や先行技術文献の技術 内容を理解するために、高校一大学時代に学んだ基礎知識を 活用する機会も多いです。また、研究活動を通して身につけた 知識だけではなく、その過程で養われた文献の読解力や文章 構成力も、技術文献の理解や文章の作成といった日々の審査 業務に大いに役立っています。今まで精一杯学習してきた知識 や経験を幅広く活かすことができるため、やりがいを感じます。

マンツーマンの指導だからこそ

審査官に昇任するまでの数年間は、審査官補として、指導審 査官からマンツーマンで指導を受けながら審査業務を行います。 主に、担当する発明や調査した先行技術文献の技術内容の把 握、審査の判断などについて、助言いただきます。入庁当時は、 初めてのことに不安でいっぱいでしたが、マンツーマンであるた め指導審査官に相談しやすく、丁寧な指導をうけられる環境で あるため、安心して業務に励むことができ、心強いです。また、



太田 良仁 OTA Yashihita 審査第四部デジタル通信 (データネットワーク) 審杳官補 **令和5年入庁**

令和5年4月 入庁(審査第四部デジタル通信(データネットワーク))



指導審査官から、判断が的確になってきていると言われたとき は、自分が成長していることを実感できました。

技術の進歩を目の当たりにして

私は2001年に入庁して以来、通信関連技術の特許審査を担 当しています。約20年で通信技術は目覚ましい発展をとげまし た。いつでもどこでも、スマホひとつで世界中の人と、ビデオ通 話をしたりオンラインゲームで対戦できます。テレワークも普及 しました。これらはすべて通信技術の進歩で可能になりました。

コミュニケーションが新たな価値を生む

審査は、出願された発明に特許性があるかないかを判断す るだけではありません。審査で提示する先行技術等の審査情 報は、出願人に発明を見つめ直す新しい視点を与えます。新た な観点で発明を権利化することで、強くて役に立つ特許権の



取得につながります。

私の指導審査官は、地上デジタル放送に使用される新しい 無線通信技術を担当していました。指導審査官は、出願人と積 極的に対話を行い、審査で培った知識と、出願人が権利化し たい発明との間でバランスを取りながら、出願人が満足のいく 権利を取得する手助けをしていました。審査官と出願人との適 切なコミュニケーションが新たな価値を生むことを学びました。

コミュニケーションが審査の品質を高める

指導審査官の立場になってからは、審査官補との対話を大 切にしています。対話を通じて、できていることとできていない ことがお互い明確になり、次にやるべきことが見えてきます。

出願人からの応答書類をよく理解し、審査に対するフィード バックと捉えて次の審査に活かすことも大切だと思っています。 審査官として独り立ちした後でも、自分の審査を客観的に振り 返り、改善していくことができるからです。

審査室内には得意分野が異なる様々な審査官がおり、発明の 内容によってはその技術に詳しい審査官を審査官補に紹介する こともあります。強みが異なる審査官同士が互いに協力して知識 を共有し合うことで、審査の品質向上につながると思っています。

審査の仕事に興味を持たれた方は、ぜひ一緒に特許庁で働 いてみませんか。

特許審査官からの メッセージ



深まる知識と、広がる可能性

特許庁の研修

入庁すると、まずは審査官補という立場で「審査官補コース 研修」、「前期研修」、「後期研修」の研修を受けます。

1つ目の審査官補コース研修は、入庁後すぐに始まる研修で、 法律と審査実務の基礎を学び、審査官になるためのスタート地 点に立ちます。2つ目の前期研修は、知的財産権の法律と審査 実務をより深く学び、審査官になるための土台を固めます。3つ 目の後期研修は、審査官補同士でディスカッションを通じなが ら審査実務を学び、審査官になるための仕上げをします。

その他にも、特許庁には、技術研修、語学研修、学会や展 示会に参加できる制度があります。

過ごしやすい職場

審査官補のときは、指導審査官にマンツーマンで審査実務 等の指導をしてもらえる体制が整っています。また、審査官にな ってからも、室内にある協議スペースを活用し、周囲の方々に 気軽に仕事の相談に乗ってもらえる環境が整っています。私は、 入庁してから審査官になった今でも、このような特許庁の職場 環境を、とても過ごしやすい環境だと感じています。

可能性あふれる職場

特許庁には、有志メンバーで構成されるデザイン経営プロジェ クトチームもあります。私は、入庁3年目の夏からダイバーシティ& インクルージョンチームに入っており、特許庁でのキャリアビジョ ン形成のための活動を通じて、特許庁のキャリアの多様性につい て知見を得ると共に、多様な方々と知り合うことができています。

これからの目標

審査官補のときは、一人前の審査官になることを第一目標と していました。これからは、審査の質を上げることを目標としつ つ、ダイバーシティ&インクルージョンチームでの活動から得ら れた知見も活用して、多様な業務を経験して自分なりのキャリ アを形成していきたいです。

皆様に、是非この可能性あふれる特許庁で働く自分の姿を 想像しながら足を運んでいただけると嬉しいです!



経 令和3年4月 入庁(審査第四部電子商取引) 令和5年8月 デザイン経営プロジェクトチーム (ダイバーシティ&インクルージョンチーム) 令和6年4月 審査官昇任

デザイン経営プロジェクトチームにおける活動

経歴

平成18年 4月 入庁(特許審査第一部事務機器) 平成22年 4月 審査官昇任 平成28年 4月 福島県双葉郡浪汀町役場 平成29年 5月 審査第一部自然資源 審査官 令和2年 7月 公益社団法人福島相双復興推進機構 令和3年 7月 審査第一部分析診断(画像診断) 審査官 令和3年10月審判官昇任(審判部第7部門) 令和4年 6月 育児休業 令和4年10月審査第一部分析診断(画像診断) 上席審查官

福島協創チーム

特許庁では「デザイン経営」を実践してお り、その一つとして「デザイン経営プロジェ クトチーム」を設置し、ユーザーの方々の視 点で行政サービスを改善するため取り組み を進めています。

私はこれまで通算約二年にわたって福島 で勤務した経験を生かし、審査業務に加え 「デザイン経営プロジェクトチーム」の一つ である「福島協創チーム」で活動させていた だいております。

ニーズをくみとる

「福島協創チーム」では、「デザイン思考」 という手法を用い、福島の方々にインタビュ - をさせていただいたり実際に福島に行っ て現場を観察することで、課題やニーズをく



みとり、施策に生かしていくことを目指して おります。

「福島協創チーム」では、直接現場を把握 し、福島のみなさまに寄り添うという充実し た経験ができていることを実感しております。

多様なメンバー

「福島協創チーム」を含め「デザイン経営 プロジェクトチーム」は組織横断的に設け られているため、様々な部署に所属するメン バーが同じチームで活動しております。

「福島協創チーム」においても、様々な部 署に所属するメンバーがそれぞれの専門性 を生かして活動しており、私自身もこれまで の特許審査の中で得た知識を活用する場 面がございました。

多様な知識や考え方に触れることができ る 「福島協創チーム」では、大変刺激的で、 楽しい体験をすることができております。

審査官の学びを後押しする、人材育成チームの仕事

参加したいセミナーを 自分たちで企画する

私は現在、出願の審査業務に加えて、審 査第一部人材育成ワーキンググループ (WG) の活動を行っています。 私たち審査 官は、法律や技術を習得する研修の機会 に恵まれていますが、それ以外にも、審査テ クニックやAI技術の取り扱い、特許庁の施 策、キャリア形成など、学ばなければならな いことがたくさんあります。WGでは、審査 官のニーズに沿ったセミナーやその他のイ ベントを企画して、周囲の協力を得ながら 実現しています。

主体的な活動を通じて成長する

このWGでは、イベントを企画したいとい う意欲を持った審査官が自主的に活動して います。私はリーダー的な役割として、それ ぞれのメンバーが主体的に行動し、創造力 を発揮して、魅力的な企画を行うことがで

経 平成 23年 4月 入庁(特許審査第一部ナノ物理)

平成 26年 4月 審査官昇任 平成 28年 7月 独立行政法人 工業所有権情報·研修館 知財戦略部 主査 平成 29年10月 審查第一部応用物理 審查官

令和 3年 4月 審査第一部計測(物理測定)審査官

令和 3年 9月 留学(米国カリフォルニア大学バークレー校) 令和 4年 8月 審査第一部応用物理(物理測定)審査官

令和 5年 1月 審査第一部分析診断(医学診断)審査官

きるようにサポートしています。このような主 体性を伴う活動は、私を含めたメンバーひ とりひとりの成長につながっています。

新しい働き方に合わせた コミュニケーション

私たちWGが取り組んでいる活動の一つ に、人的ネットワーク(=つながり)の形成 があります。コロナ禍を経て、在宅勤務の定 着、会議のオンライン化、ワークライフバラ ンスの推進など、オフィスでの働き方が大き く変化しました。柔軟で効率的な働き方が できるようになった一方で、従来は飲み会 や課外活動によって形成されていた「つなが り」を形成しにくくなったという声も聞かれ ます。WGでは、新しい働き方に合わせた新 しいコミュニケーションを実現するためのイ ベントを企画・運営しています。



》 オフィス環境紹介

正面玄関のゲートを通過し て奥にあるエレベーターが、

特許審査部がある高層階に

向かうエレベーターです!

吹き抜けのエリアには、

階段があります。

(独)工業所有権情報・研 修館の公報閲覧室に向かう

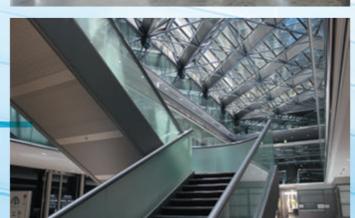
最上階の16階には、国際会

議等を行う特別会議室(写 真上) や口頭審理を行う審

判廷(写真下)があります。





















審査室はフリーアドレスを 導入しており、毎日自分が 好きな座席を選ぶことがで きます。

自由に高さを調整できる電 動昇降机。座り疲れたとき には立ち上がって仕事がで きます!

審査官同士の相談(協議) 用スペースが設けられてい

ます。

≫ 行政官としての業務



◀◀ 古瀬 裕介

FIIRIISF Yusuke 平成29年 入庁 総務部総務課 法規第一係長



時代に即した法整備

特許法・特許制度をはじめとした産業財産 権法・制度や審査基準は、時代のニーズに応 じて改正や見直しが必要となります。これまで も、ビジネスのIT化やバイオテクノロジーの発 展により、特許保護に関する様々なニーズが生 まれ、特許保護の在り方の検討や見直しを行 ってきました。また、国際協調の観点から、産 業財産権法・制度の見直しが必要となることも あります。審査官は、制度の在り方や審査基準 を見直し、検討する業務にも携わります。

変化し続ける特許制度

特許制度を実現するにあたっては、特許法を 特許庁に対する申請手続のデジタル化や特許 はじめとして関係する多くの法令を遵守する必 要があります。また、法令は常に変わらず同じで あるというわけではありません。最近であれば、ます。

出願非公開制度の導入が例に挙げられるよう に、特許制度は時代と共に新しくなり続けてい

法令解釈によって特許制度を支える

法令解釈に関わる仕事

特許庁では、特許審査官だけではなく、多くの 職員が様々な部署で業務を行っています。そして、 それぞれの業務にはその根拠となる法令が存在し ており、職員はこれにしたがって業務を進めること になります。ところが、法令の中には複雑なものや 解釈が難しいものもあります。また、関係する法令 が大きく改正されたり新設されたりした際には、業 務の内容や手順を改めて整理し直す必要が生じま

す。そこで私は、特許庁の各部署の業務を適切な ものとするべく、それぞれの業務に関係する法令の 解釈をサポートする仕事に携わっています。

また、その他にも、他の行政機関等から産業財 産権法の解釈について相談を受けたり、諸外国と 条約を締結する場合にその条約案が産業財産権 法により担保されていることを確認したりする等、 法令解釈に関わる様々な仕事を担当しています。

理工系出身者にとっての法令解釈の面白さ

8年前に私が学生だった頃は、当時専攻してい た機械工学や制御工学にひたすら没頭する毎日 でした。そして、まさか現在、理工系科目からは 程遠い法律分野に携わることになるとは思っても いませんでした。しかしながら、それらに分野の違 いはあるものの、「ルールを正確に理解し、課題

を整理した上で、最適解を見つけ出す」というプ ロセスは、ロジカルな思考を求められる点で似て います。私にとって法律分野は初めて携わるもの でしたが、実際に関わってみるととても面白く、ま た毎日新しい気づきを得ることもできるため、非 常にやりがいのある仕事だと実感しています。

経歴

平成29年4月 入庁(審査第二部一般機械)

令和 2年4月 審査官昇任 令和 3年7月 総務部総務課情報技術統括室 システム技術係長 令和 5年 1月 審查第二部自動制御(流体制御)審查官

令和 6年1月 総務部総務課 法規第一係長

システム開発

特許庁は1990年に世界で初めて、紙ではなく電子で出願で きるシステムを実現しました。そして現在、年間約50万件の出 願の受付から審査、登録、審判等に至るまで、多岐に渡る業務 のほぼ全てをシステム化しています。特許審査官は、特許庁内の 様々なシステムの企画、開発、管理業務に携わるほか、最近で はAI技術を審査業務へ活用するための検証やシステム開発も 行っています。

五十嵐 康弘 >>> IGARASHI Vasuhiro 平成17年 入庁 調整課審査企画室 企画調査官

経歴

平成17年 4月 入庁(特許審査第一部生活機器)

平成21年 4月 審査官昇任
平成22年 7月 調整課企画調査班 企画第二係長

平成23年 7月 特許審査第二部生産機械 審査官

平成26年 1月 調整課 課長補佐

平成 26年 4月 育児休業 平成 27年 4月 審査第二部生産機械 審査官

平成28年10月総務部総務課情報技術統括室 情報技術調達研長

平成30年 4月 審査第二部熱機器(冷却機器)審査官

令和 2年 4月 総務部総務課情報技術統括室 室長補佐 令和 3年10月 審判官昇任(審判部第9部門)

令和 3年11月 審判部審判課 課長補佐 令和 5年 1月 審判部第9部門 審判官

令和 5年10月 審查第二部医療機器(補綴·福祉機器)上席審查官 令和 6年 1月 調整課審查企画室 企画調查官

仕事のしかたを考えて、より快適な業務環境を

仕事のしかたを考える仕事

私は、過去に特許庁の審査官が利用する審査 システムを、外部の事業者と共に4年以上の期間 をかけて作る大規模プロジェクトに関わった経験 があります。また、現在は、審査を支援する内製シ ステムの開発に携わっています。

システム開発の仕事は、個々の出願を扱うので はなく、仕事のしかたを考え、「人」が快適に仕事 を進められる「システム」を実現していきます。

快適な生活と、快適な業務のために

システムは、目に見えずイメージしにくい部分 が少なくありません。解りやすく家や部屋に例え ると、大規模プロジェクトでのシステム作りは家 を設計・建築することに、内製でのシステム作り は家具や内装を整えることに似ています。緻密な 計画の下で時間をかけて作る反面、簡単には作

り替えられない家と、家族の変化や新技術の登 場などに合わせて作り替える部屋は、大規模シス テムと内製システムに通ずるものがあります。

そして、家や部屋が快適な生活を支えるのと 同様、「人」が快適に業務を行うためには最適な 「システム」が欠かせません。

新たな技術でより快適な環境を

しかしながら、多くの人が使うシステムを作る には、様々な困難を伴います。大規模システムで は、完成までの長い道のりを辛抱強く、正確に進 める粘り強さが求められます。一方、内製システ ムでは、変化する技術や業務環境への観察力や 適応力が求められます。困難さの質は異なります が、審査業務で培った法令知識や実務経験を活 かして、審査業務の本質を考え、より良い環境を 実現していくことは大変やりがいがあります。

近年の生成AI等の技術の発展は目覚ましい ものがあります。新技術は業務をより快適に見直 す契機になるため、今はシステム開発においてチ ャンスに溢れた環境といえるでしょう。

審査業務の本質を探り、新技術を理解して、新 しい仕事のしかたを考えていく。そんな魅力ある システム作りに多くの方に関わっていただきたい と思います。





≫ 行政官としての業務



◀◀ 清野 千秋

SFINA Chiaki

平成13年 入庁 総務部企画調査課 知的財産活用企画調整官



ユーザーの声を活かした施策立案

大学で生まれた研究成果の社会実装に 対する期待の高まりや、企業活動のグロー バル化に伴う企業の知的財産戦略の多様 化等、日本の社会環境は日々変化してい ます。今後日本が持続的に発展するために、 特許庁には知的財産の観点から、社会環 境の変化に即した施策立案が求められて います。

特許審査官は、ユーザーの声を汲み取っ て、このような施策立案を行う業務にも携 わります。

大学の研究を社会へ繋ぐために

大学の研究と特許

日本が熾烈なグローバル競争に勝ち残るに は、先進的な技術によるイノベーション創出が 不可欠です。大学の研究はイノベーションの源 泉として大きく期待されていますが、教育と研究 の場である大学だけでは研究成果を社会実装 することが難しいため、スタートアップや大企

業などの民間企業に事業化してもらう必要があ ります。大学にとって、特許をはじめとする知的 財産は、研究成果を民間企業に移転 (ライセン ス) し、社会へ繋ぐための重要な手段の一つです。 毎年7千件以上の特許が日本の大学から出願さ れています。

特許庁と大学支援

一方で、研究成果を特許出願して権利化するしながら、大学向けに知財活用支援、人材育成 ことや、事業化してくれる民間企業を探して契 約交渉することは、大学や大学研究者にとって 簡単なことではありませんし、特許の権利化に は少なからず費用がかかります。そこで特許庁 では、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)、文部科学省、経済産業省などと連携

支援、費用負担軽減のための補助金などを提供 し、大学の研究成果の社会実装が促進されるよ うサポートしています。また、多くの特許審査官 が大学に出向し、知識・経験を活かして知的財 産関連の部署での業務や知的財産の講義などを 行っています。

技術と法律の専門家として

出向し、特許を取りたい研究者やスタートアップを 起業したい研究者をサポートする機会がありました。 発明が生まれる現場で審査官としての知見が活き たと感じられたときはとても嬉しかったですし、今で は大学での様々な経験が施策立案のバックグラウ

私自身も2020年4月から三年間、国内の大学に ンドになっていると実感しています。何より、自分の 研究成果で社会を良くしたいと願う多くの研究者 に出会えたことが、大学関連業務に携わる大きな モチベーションの一つになっています。これからも大 学で日々生まれる素晴らしい研究成果が社会に繋 がるよう、特許を通じて関わっていきたいです。

経歴

平成13年 4月 入庁(特許審査第三部医療)

平成17年 4月 審貨目昇任 平成19年 4月 調整課審査企画室 検索情報企画係長 平成20年 4月 特許審査第三部医療審査官

平成 23年 4日 調整課案杏堆准室 課長補供 平成24年 4月 特許審査第三部医療 審査官

平成26年 4月 審査第三部医療(医薬品製剤)

平成26年10月 調整課審查推進室 審查推進企画班長·検索計画班長

平成 28年10日 索到 23 部門 索到 它

平成30年 1月 審判部審判課 課長補佐 平成31年 4月 審査第三部生命工学(食品·微生物) 上席審査官令和 2年 4月 東京工業大学 研究·産学連携本部 特任教授

平成 25年11月 人事院 行政官短期在外研究員(シンガポール知的財産庁) 令和 5年 4月 総務部企画調査課 知的財産活用企画調整官

スタートアップ企業支援

スタートアップ企業が独創的な技術・アイデアをもとにビジネスを急成長させていくためには、戦 略的な知的財産保護がカギになります。

特許庁では、知的財産の観点からスタートアップ企業の成長をサポートしていくため、スタートア ップ企業向けの各種施策を用意し、独立行政法人 工業所有権情報・研修館(INPIT)とも協力しな がら取り組みを進めています。

児玉 由紀 ▶▶▶

平成30年 入庁 独立行政法人 工業所有権情報·研修館 (INPIT) 知財活用支援センター知財戦略部主査 (スタートアップ支援担当)

経歴

平成30年 4月 入庁(審杳第二部一般機械(制動・機械要素)) 令和 3年 4月 審査官昇任

今和 5年10日 総務部企画調査課 スタートアップ支援係長 令和 6年 4月 INPIT知財活用支援センター知財戦略部 主査

スタートアップにとっての知的財産

スタートアップはその革新的な技術やアイデア をもとにイノベーションをおこそうとするものであ ることから、技術やアイデアの保護・利用のため の知的財産の活用は、特に事業成長の大きさを 決める重要なキーになります。しかし、人材や資 金が限られているステージのスタートアップなど では、知的財産へ対応したいと思っていても後手 になりがちです。特許庁やINPITでは、そのよう

なスタートアップが事業戦略と知財戦略を両輪 で構築できるような支援事業などを行っています。 特許庁、INPITと連続でスタートアップ支援に携 わっていますが、社会課題を解決したいという熱 い思いをもつスタートアップ、それを支えるサポー ターの方々の意欲的な姿には毎回驚きます。この 前向きなコミュニティとの関わりは刺激的で、公 的機関にできることは何か考えさせられます。

イノベーションを生み出すスタートアップを支える

INPITでの知的財産活用支援

INPITは経産省・特許庁所管の独立行政法 人です。INPIT業務の柱の一つとして戦略的な 知財活用の支援が掲げられており、知財戦略 部では大学・スタートアップ・中小企業等の支 援事業や知的財産に関する情報発信を行って います。特許庁所管でありギャップはあまり感

じない職場環境ですが、支援窓口の運営による 全国・地方の人的ネットワークを持っていること、 個社支援を長く行っている経験から各社に寄り 添い現場の声に近い存在であること、フットワ ーク軽く動けることなど、INPITならではの強み もあります。

審査官でもあり、行政官でもあること

特許審査官を目指す方は、行政官としての仕 事を想像しにくいこともあるかと思います。知的 財産と経営は切り離せないもので、特許は取るだ けでは意味はなく、どう使うかが重要であるとは よく言われますが、私も現在のスタートアップ支 援の仕事に携わってやっとこの意味を実感しまし

た。現職で得た知的財産の活用の意識は、特許 審査においても見失わないでいたいですし、そし て、審査官としての専門知識は、知財行政の仕事 上でも基礎となっていると感じます。審査と行政 の視点が相互に作用していくところが特許庁職 員の仕事の面白いところではないでしょうか。

≫ 行政官としての業務



国際ルール作りに向けた国際交渉

企業活動がグローバル化した今日、日本のみならず海外での円滑な特許取得へのニーズが高まっています。 特許審査官は、日本企業のグローバルな事業展開を支えるべく、日本で特許権を付与された発明 が海外でも安定した権利として円滑に保護されるよう、国際ルール作りにも携わります。

グローバルな事業展開には、グローバルな特許取得が欠かせません。国際的な特許制度の調和を 目指して、国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)や、世界貿易機関(WTO)における多 国間交渉、五大特許庁(日米欧中韓)会合、アジア太平洋経済協力(APEC)の知的財産権専門家会合、 米国等との二国間交渉等の場に特許審査官が参加し、厳しい交渉を行い、議論をリードしています。

◀◀ 宮岡 真衣

ΜΙΥΔΩΚΔ Μαί 平成19年 入庁

総務部国際政策課 国際業務班長 デザイン経営プロジェクト ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) チーム チームリーダー

平成19年4月 入庁(特許審査第三部生命工学) 平成23年1月 審査官昇任 令和 2年4月 国際研修指導教官 令和 4年4月 審判官昇任(審判部第25部門)

令和 5年4月 審査第三部医療(バイオ医薬) 上席審査官

令和 5年 8月 総務部国際政策課 課長補佐 令和 5年 8月 デザイン経営プロジェクトチーム (ダイバーシティ&インクルージョンチーム) 令和6年4月総務部国際政策課 課長補佐(国際業務班長) ※平成19年入庁以降、3度にわたり、産前産後休暇/育児休業を取得。



特許審査の専門性が国際業務を支えるコアに

私は、入庁以来、バイオテクノロジーや医薬分 野を中心に、特許審査と審判実務に従事してき ました。この分野は技術の発展が著しく、再生医 療やゲノム編集など、最先端の技術に触れなが 過去には、国際研修指導教官として途上国審査 官に特許審査実務を指導し、国際協力に貢献し

ました。現在の部署では、バイオ・医薬分野の審 査実務で蓄積した知識と経験を活かして、遺伝 資源に関する条約交渉の業務を担当し、条約の 最終交渉に参加しました。日本企業のグローバル ら、審査官としての専門性を磨くことができます。 な事業展開をサポートできるよう、粘り強く交渉 に臨み、条約を作っていく過程には大きなやりが いと責任感を感じました。

多様性と包摂性をテーマに世界とつながる

知的財産を活用して経済を発展させていくた めには、女性や若者を含め、多様なバックグラウ ンドを持つ人々の知見を取り入れ、新たな価値を 創出していくことが重要です。このような考えの もと、世界の知的財産庁・機関が協働して、多様 性や包摂性(ダイバーシティ&インクルージョン;

D&I) を推進するための取組が盛んに行われてい ます。特許庁が提供している知的財産の教材や こども向けのイベント等を会合で紹介したところ、 途上国中心に高い関心を集め、世界をリードす る特許庁の一つとして、新たな形での国際協力に 貢献していると感じます。

特許審査の実務を軸に国際舞台に広がるキャリア

私のキャリアデザインー3人の子の母として

国際的なD&I推進への取組とともに、特許庁内では、D&Iチームのリーダーとしても 活動しています。様々な部署から集まった女性の若手職員を多く含むメンバーととも に自由闊達に議論を重ね、特許庁内外で活躍する方からお話を伺いながら、職員一人 一人のキャリアビジョン形成を促進するための活動を行っています1。私自身、3人の 子の母として、このような活動から多くのことを学んでいます。特許庁は、家族と過ご す時間もキャリアの一部として、成長の機会を与えてくれる職場であり、挑戦をサポー トしてくれるすばらしい人々に囲まれて、社会に貢献することができる場所です。審査 官としての専門性を活かしながら、特許庁で、あなたのキャリアを描いてみませんか?



途上国支援

二国間交渉やEPA (経済連 携協定) 交渉を通じて、途上 国での知的財産権保護強化 を求めるとともに、審査協力、 機械化協力、人材育成を積極 的に推進しています。

1996年から、主にアジア 太平洋地域、中南米地域、ア フリカ地域より、のべ7950 名を超える研修生を受け入れ るとともに、各国への審査実 務指導者等の専門家派遣を 行っています。



程塚 悠 HODOZUKA Haruka

平成30年 入庁 総務部国際協力課 地域協力第一係長

途上国への着実な協力で日本企業の事業展開を後押し

知的財産分野で途上国支援をする重要性

経済成長が目まぐるしく進むASEAN諸国等 の途上国は、日本企業の事業展開先として有望 です。日本企業が安心して事業を展開するには 知的財産がその地でも安定して権利化され保護 されることが重要ですが、知的財産制度がまだ 十分に確立されておらず、知的財産権の取得や 行使がしにくい国もあります。特許庁はそのよう な国々に対して様々な研修や支援を実施して、知 的財産制度の整備を促進し、日本企業の経済活 動を支えています。

支援事業の検討と実施へのやりがい

私は途上国支援の担当として、特許庁がどのよう な支援事業をすべきか日々考えながら業務をしてい ます。検討には国ごとの文化や特有の課題、日本企 業の動向、先方の国の要望など、多くの要素を考慮 する必要があります。特許庁内の関係部署や現地 駐在員と協力して事業内容を検討していくのは、時 に困難ですがやりがいを感じます。対面開催の会議 に参加すると、日本企業の知的財産担当の方や途

上国の知的財産庁の職員の方と直接お話しできる 機会もあります。そのような場で特許庁の取組に感 謝の言葉をいただけることもあり、ありがたく感じる と同時に、今後も日本の知的財産制度の担当として しっかりと取り組もうと気持ちが新たになります。支 援事業は成果が一朝一夕に得られるものではありま せんが、自らの業務が着実に途上国の知的財産制 度の改善に貢献できることに充実感があります。

審査官が国際協力業務をするということ

国際協力課での業務は特許の審査とは異なる 部分も多くあります。しかし、情報を収集して吟 味し、次へどのように活かすか考えるという点は、 学生時代の研究活動や、特許審査での発明の理 解や先行技術文献調査、特許性の判断での考え

方と似通う部分もあります。このように、自分の 持てる知識や経験を最大限生かして業務に励め るのが、審査官の行政官としての業務の魅力だと 感じます。様々な業務に取り組んでみたい方に興 味を持ってもらえたらうれしいです。

平成30年4月 入庁(審査第二部生活機器) 令和 3年4月 審査官昇任 令和 5年1月 総務部国際協力課 地域協力第一係長



多彩なフィールドで活躍する 特許審査官

国内の特許庁以外の組織に出向し、知的財産制度に関する様々な課題に対して 幅広い視点で取り組むチャンスもあります。

特許審査官の主な出向先 (各省庁 大学 ■経済産業省 ●東北大学(仙台) 本省(東京) ●会津大学(会津若松) 中部経済産業局 (名古屋) ●東京大学(東京) 近畿経済産業局(大阪) ●東京科学大学(東京) ●内閣官房(東京) ●一橋大学(東京) ●人事院(東京) ●千葉大学 (千葉) ●内閣府(東京) ●信州大学(松本) ●名古屋大学(名古屋) ●外務省(東京) ●大阪大学(大阪) ●文部科学省(東京) ●大阪工業大学(大阪) ●総務省(東京) ●広島大学(広島) ●防衛装備庁(東京) ●鳥取大学(鳥取) ●原子力規制庁(東京) ●香川大学(高松) ●復興庁(東京) ほか 仙台 (裁判所 ●知的財産高等裁判所(東京) ●東京地方裁判所(東京) ●大阪地方裁判所(大阪) 松本 会津若松 つくば 鳥取 高松 東京 広島 川崎 名古屋 大阪

(独立行政法人等)

- ●工業所有権情報・研修館 (INPIT) (東京) ●産業技術総合研究所 (AIST) (つくば)
- ●発明推進協会(JIPII)(東京)
- ●工業所有権協力センター (IPCC) (東京)
- ●日本特許情報機構 (Japio) (東京)
- ●日本貿易振興機構 (JETRO) (東京)
- ●新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) (川崎)
- ●情報通信研究機構 (NICT) (東京)
- ●日本医療研究開発機構(AMED)(東京)

ほか

近畿経済産業局知的財産室の仕事

私が所属している近畿経済産業局知的財産室は、近畿地域2府 5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山 県)の企業に対して知的財産に関する支援を行っています。具体的 には、弁理士会等と連携して企業に対して知的財産の活用に向けた 支援を行う等、企業の成長を後押しするお手伝いをしています。また、 2025年の大阪・関西万博を良い契機として捉え、知的財産のセミ ナーや学生向けのビジネスコンテスト等を開催することにより、知 的財産制度の更なる普及・啓発を行っています。

成長を感じる現場

地方局で働く魅力としては、多くの企業の生の声を聞けること、そ して、審査業務では中々接することがない自治体や金融機関等、地 域のステークホルダーの方々と日々意見交換を行えることにあります。 このように現場の声に耳を傾けることにより、企業等の知的財産に 対する考え方やその意義をリアリティをもって理解できることは大き な学びであるのと同時に、その声を当室の事業等に反映し、知的財 産を活用した成長企業を一つでも多く創出できればと考えています。

多様な場で働くことができ、 やりがいも大きい業務

このように特許庁では知的財産という軸を持ちながら、庁内外で 幅広い業務に挑戦することができます。企業は利益のことを第一に 考える必要がありますが、特許庁は"知的財産で社会を良くする"こと



小野 郁磨 ONO Ikuma

平成21年 入庁

近畿経済産業局地域経済部産業技術課 知的財産室長

特許庁外からの 知的財産に関する支援

を純粋に追求できることが魅力的だと思います。年々重要性が増す 知的財産に関する仕事に携わることで、企業の成長に貢献できるこ とはもちろんのこと、人や企業等との繋がりを通じて自身のやりがい も強く感じられるので、特許庁の門を叩いてみてはいかがでしょうか。

社会人学生の皆さんに交じって

私はいま、社会人向けの大学院で教員として働いています。キャ ンパスには、毎夜、仕事を終えた社会人の皆さんが、最先端の実践 的な法律の知識を学ぶために集い、講義に耳を傾けたり、ゼミで熱 い議論を交わしたりしています。私も、その中に交じって、審査官とし ての実務経験を活かして特許法や知財戦略の講義を行ったり、知 的財産法のゼミで学生の皆さんに論文執筆に向けたアドバイスをし

麻川 倫広 ASAKAWA Michihiro 平成20年 入庁

ー橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 准教授



審査官としての 実務経験を活かして教壇に立つ

たりしています。ゼミの学生は皆さん知財実務の最前線で活躍する 方々ばかりですので、アドバイスをする立場でありながら、私自身も 毎回多くのことを学んでいます。

これまでの経験を活かして

大学では、講義やゼミはもちろんですが、専攻の広報や事務運営 等、様々な業務を担当する機会があります。私は特許庁に入庁後、 審査官として主に電気・通信分野の特許審査に従事してきましたが、 それに加えて、特許法や他省庁の知的財産法の法令改正、AI関連 技術の庁内業務での活用検討等、さまざまな業務に携わる機会が ありました。これらの業務の中で得た経験も、現在の教員としての 仕事の中で活きています。

さまざまなキャリアパス

私は特許庁に入る前に、大学院の博士後期課程に進学し、研究者 を志したこともありました。その当時は、このような形で大学に戻り、 教壇に立つことになるとは想像もしていませんでした。特許庁には、 皆さんが想像する以上に、さまざまなキャリアパスがあり、それがき っと皆さんにとって有意義なものになるはずです。皆さんも、特許庁 で働いてみませんか?

多彩なフィールドで活躍する 特許審査官

国際機関の職員として、産業財産権施策のグローバル化に対応するため、 特許審査官が世界各地で活躍しています。

特許審査官の主な海外赴任先

- ●世界知的所有権機関 (WIPO) (スイス(ジュネーブ))
- ●経済協力開発機構 (OECD) **(フランス** (パリ) **)**
- ●在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 (スイス(ジュネーブ))
- ●在外日本国大使館·総領事館 (ドイツ(ミュンヘン)) (中国(北京))

(エジプト(カイロ))

- ●日本台湾交流協会 (台湾) ●日本貿易振興機構 (JETRO) **(アメリカ** (ニューヨーク) **)**
- **(タイ**(バンコク))
- (ドイツ(デュッセルドルフ)) (韓国(ソウル)) (中国(北京、香港)) (シンガポール) (インド (ニューデリー)) (アラブ首長国連邦(ドバイ)) (ブラジル (サンパウロ))
- ●新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
- **(アメリカ**(シリコンバレー)) ●国際協力機構 (JICA)
- (ベトナム、インドネシア)
- ●東アジア・アセアン経済研究センター (インドネシア)

ほか



米国駐在から得られること

米国における知的財産制度やその運用に関する動きをキャッチし、 日本のみなさんに分かりやすく伝えることが最も重要な役割だと考

現在は、インターネットによる情報収集や、オンラインツールによ るコミュニケーションも可能です。しかし、NYやD.C.を中心に米国 を歩き回り、有識者と同じ空間で意見交換してみると、インターネッ ト情報などからは分からなかった背景事情や課題、未来が像を結び、 二次元の情報が三次元化するような感覚が得られます。また、「で は、日本はどうする?」と考える機会も増えます。



「駐在しているからこそできることは何か?」を強く意識して業務 に取り組んでいます。

全てがつながっている

私は特許審査だけでなく、審査や審判の企画、特に特許法の運用 の検討に関わる機会を多くいただきました。例えば、特許制度にお いてAIの関与をどのように取り扱うかは世界共通の課題ですが、そ の調査研究に取り組んだ際に得た知識や経験は、米国にいる現在 も財産だと感じるものです。また、米国ボストンに留学して得た米国 法の知識はもちろん、留学時に米国各地の旅行先で得た様々な経 験は、米国でのコミュニケーションの促進剤になっています。

このような経験を若いみなさんと共有し、より良い特許庁につな げていけたなら嬉しいです。

米国から日本の 知的財産制度を考える

蛭田 敦

HIRUTA Atsushi

平成14年 入庁 日本貿易振興機構 (JETRO) ニューヨーク事務所 知的財産部長

特許庁での経験を活かし、 知的財産の力を世界の人々に

国連の専門機関における業務

現在勤務している世界知的所有権機関 (WIPO) は、スイス・ジュ ネーブにある国連の専門機関であり、バランスのとれた国際的な知 的所有権制度を発展させることを目的としています。私の所属部署 では、WIPOの各地域担当部署等と協力しながら世界中の100以上 の開発途上国と後発開発途上国に対して産業財産権分野における 多様な活動を支援しており、各部署との議論を通じて支援内容を検 討し調整をしています。WIPOの同僚は国籍や経歴も様々であり、一 筋縄ではいかないこともありますが、意欲やプロ意識が高く、彼らと の議論から学ぶことも多くあります。

知的財産は人々の暮らしを豊かにするための強力なツールになり ます。最近では、女性や若者、中小企業、起業家を対象とした、彼ら の人生を変えるきっかけとなる支援も増え、日々使命感を持って取り 組んでいます。そして、彼らが成果をあげ喜びの声を聞いたときには、 大きな達成感があります。

特許庁で得たゆるぎない軸を強みに

入庁以来、特許審査に加え、特許庁の国際政策課において経済 連携協定交渉や欧州の各知的財産庁との調整に従事したほか、ドイ ツ留学で知的財産法学修士号を取得するなど、審査官・行政官とし



黒嶋 慶子

KUROSHIMA Keiko

平成18年 入庁 世界知的所有権機関 (WIPO) インフラストラクチャー・プラットフォーム部門 国際分類・標準部 協力支援課 計画官

ての経験を重ねてきました。その度に違う発見があり知的財産の奥 深さを知るとともに、これまでの知見は現職にも役立っています。自 分の軸である特許審査官としての実務経験が強みになることも日々 実感しており、現職も特許庁に入庁したからこそ得られたキャリアだ ったと思います。

厳正な審理を行う審判

審判は、審査の見直しに位置づけられ、地方裁判所に代わって第一審としての機能を 有する審判部が民事訴訟法等で定められた厳正な手続で審理するものです。

審査官として一定のキャリア (一般的に10数年)を積み、法律で定められた研修を終了 した後、審判官に昇任します。審判の主な役割は大きく分けて次の2種類です。

審査の上級審

拒絶査定の妥当性の判断 (拒絕査定不服審判)

通常、行政処分に不服がある場合は訴えを裁判所に提起しま すが、特許法等では、審査結果の妥当性を判断するための手段 として「審判」の制度を整備しています。

審判では、審判合議体が、職権による調査も行ったうえで審 査官がした拒絶査定が妥当であったか否かを審理し、審決を行 います。

※審判合議体:審査は審査官が単独で行いますが、審判では、3人又は5人の 審判官による合議体で審理を行います。



拒絶査定への不服

拒絶査定の 妥当性の判断



※写直は合議の様子です。

紛争の早期解決

特許の有効性の判断 (無効審判)

本来、権利にはならない発明に対して特許が与えられた場合、 その特許を無効とし、はじめからなかったものとする手段として、 「無効審判」の制度があります。

無効審判では、審判請求人と特許権者の双方が主張、立証を つくし、両当事者に納得感のある審理・審決を行うため、原則、 口頭審理を行っています。

※口頭審理:権利化された特許権の有効性を争う無効審判の中で、当事者が 直接主張を行う審理の方法です。

(特許庁審判廷) 写直では、中央の3人が 合議体の審判官で、右側 が特許の権利者、左側が 無効を訴える審判請求人

審判合議体



審判請求人

無効理由の主張・立証、 主張・立証に対する反論

特許権者

審判の審理結果に不服があるときは

特許庁審判部





知的財産高等裁判所

最高裁判所

審判は第一審としての機能を担っているため、審理結果に 不服がある場合は、知的財産高等裁判所で争われます。

司法

技術と法律の接点で、産業の発達に寄与する

技術と法律の接点で

技術と法律の接点で、公の役に立つ仕 事がしたいと入庁して30余年、現在、審 判部で、バイオ医薬部門の長を担ってい ます。審判で扱う事件は、杳定系といわ れる、審査部でされた拒絶査定の妥当性 を審査の上級審として判断する拒絶査定 不服審判と、当事者系といわれる、既に 付与された特許に対する無効理由の有無 を、審判請求人と被請求人の当事者対立 構造の間にたち判断する無効審判に大 別されます。いずれも、専門行政庁として の最終判断を示すものであり、制度ユー ザーの方々の円滑なビジネス展開に資す る、バランスのとれた妥当な判断となるよ う心がけています。

高い専門性と 多様なバックグラウンド

審判では、3人又は5人の審判官から なる合議体が、審理を行い、証拠に基づ き認定した事実を法律にあてはめ判断し、 その結論と理由を審決書で示します。論 理的でかつバランスのとれた結論を導く ためには、技術や法律の専門知識のみな らず、幅広い経験で醸成された相場観も 重要です。当部門では、大学の産学連携 関連部署や、経済産業省本省の条約関 連部署、知的財産高等裁判所等、多様な 部署で活躍した経験を有する審判官が 在籍し、その知識と経験を結集して審理 にあたっています。私自身も、裁判所調査 官として培った紛争解決の視点や、審査 部で、化学分野の複数の審査室で審査長 を歴任し、企業の知財部の方々と幅広く



意見交換した経験、審判部で、専門とは 異なる物理系部門の長を担った経験など が、制度ユーザー全体のビジネスニーズ をふまえた、妥当な審決を導くうえで、活 かすことができていると実感しています。

すべては産業の発達のために

特許法第1条には、「発明の保護及び 利用を図ることにより、発明を奨励し、も つて産業の発達に寄与することを目的と する」旨の規定があり、例年、新規入庁

平成 4年 4月 入庁(審査第四部無機化学) 平成 8年 4月 審査官昇任 平成11年12月 ~平成12年10月 育児休業 平成18年10月 審判官昇任(審判部第22部門(生命工学)) 平成 23年10月 東京地方裁判所 裁判所調查官 平成26年10月 審查第三部 塗料·接着剤担当室長

者から、初めて接するこの条文に感銘を 受けたという声を聞きます。このパンフレ ットを手に取る皆さんは、ビジネスを取り 巻く環境が日々変化し、先を見通しにく い時代だからこそ、業務を通じた自己成 長により敏感かもしれません。特許庁は、 産業の発達に寄与するというブレない軸 を持ちながら、どのような経験も、よりよ い審理結果に繋げる糧とすることができ る職場だと考えます。様々なチャンスを活 かして成長する、そういった意欲のある皆 さんの入庁を心待ちにしています。

平成27年7月 審查第三部 生命工学 審查監理官 平成30年7月 審查第三部 有機化学 上席審查長 平成31年7月 審查第三部 医療 上席審查長 令和 2年4月 審査第三部 無機化学 首席審査長 今和 4年4月 審判部 第6部門長(応田米学) 令和 5年7月 審判部 第24部門長(バイオ医薬)

特許庁の最終判断を担うプロフェッショナルとして



岡山 太一郎

OKAYAMA Taichiro

平成18年 入庁 審判部 第24部門 (バイオ医薬) 審判官

審判業務の醍醐味は、事件の審理を担当する合議体メンバー(通 常3名)が、それぞれ特許の専門家として見解を持ち寄り、信頼性の高 い妥当な結論を導くために議論を尽くすことにあると感じています。こ の議論を通じて、様々な経歴を有する他の審判官から学ぶことも多く、 審判の業務は、専門家同士が互いに高め合いながら、特許庁の最終 判断がどうあるべきかを追い求める、やりがいのある仕事です。

特許庁は、審判を含め、責任のある様々な業務を通じて成長を実感 できる職場です。皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

入庁前から 現在まで

技術は生活をよりよくすると信じ、技術開発 を支える特許制度に興味を持ち、特許庁を志 望しました。入庁してからは機械関連の特許 審査を担当し、様々な新技術や製品化の工夫 に触れてきました。また、5年目には外国特許

庁との協力プロジェクトを担当し、対外的に大きく扱われる政策も、中 心ではほんの数名の担当者が進めていることに驚くなど、新鮮で貴重

な経験もしました。そ の後、担当する技術 分野が変わったり審 判官に昇任したり、そ の度に周囲のサポー トを得ながら新たなこ とを学ぶ日々が続い ています。

キャリアの 停滞期

これまでを思い返 すと、思うとおりに事 が進められないもどか しさが大きくつきまと った時期もありました。 特に、両親遠方なが らシッターさんの手を 借りるのは気が進ま ずに大人二人で臨ん だ子育てでは、想像 以上に時間も体力も 削られ、思うように仕 事ができない状況に 苦慮しました。

当初は、時短勤務 や子の看護休暇など 恵まれた制度を活用 できたお陰でかろうじ て仕事を続けている、

という状況でしたが、徐々に子供に手がかか らなくなり、一方では自分なりの優先順位や 効率的な仕事の進め方が見えてきて、納得 感が得られるようになってきました。何もで きずに落ち込んでいた当時、周囲の人々に大 変お世話になったことに心から感謝すると 共に、今度は私が困っている同僚を支える番 だと思っています。

経 歴

平成14年4月 入庁(特許審査第二部搬送)

平成19年1日 調整理案查企画室 案查企画係長 平成20年1月 特許審査第二部動力機械(エンジン制御) 平成 25年 7月 产前产後休暇 / 育児休業

平成26年4月 審査第二部動力機械 審査官 平成 28年 4月 審查第二部医療機器 審查官

JAPAN PATENT OFFICE

平成29年3月 産前産後休暇/育児休業 平成31年4日 索判它显任(索判部第15部門 会和 3年4月 案杏笆⁻部搬送 技術担当主任 令和 6年4月 審査第二部熱機器(冷却機器)技術担当室長

現在は、管理職として、所属の審査官が気 持ちよく力を発揮できるよう気を配る日々です。 異なる事情や背景を持つ審査官が、互いに尊 重し切磋琢磨しながらよい行政サービスを提 供できるよう、調整や情報提供をしています。

時短勤務の経験が働き方改革のヒントになったり、感情が分かりやす い子供と向き合ったことが人に対する理解を深めたりと、これまでの経

> 験がいきていると思え る事が増えてきました。 また、現在担当す るエアコン・冷蔵庫業 界が発展し、人々のよ りよい暮らしにつなが ることを願って、特許 制度の側面からでき ることも考えています。 企業との意見交換や 技術動向調査等、こ のような面から貢献で きればという思いで進 めているところです。

管理職

として

ぜひみなさんも、よ りよい生活を支える一 員として特許庁でー 緒に働きましょう。

入庁からこれまでを振り返ると、法律や 情報システム、あるいは世の中のニーズなど、 様々なものが大きく変化したと感じます。技術 の進歩もすさまじいものがあり、入庁時に担 当していた技術は遠い昔のものとなってしまい

ました。過去の経験や知識が無駄になることはありませんが、それのみ に頼ることもできません。変化や進歩にあわせて、審査官も日々成長す

ることが求められます。 特許庁には、かなり充 実した研修制度や、相 互に教え合う文化が あるため、心配するこ とはありませんが、学 習や変化を好まない 方にとっては少しばか り厳しい職場かもしれ ません。しかしながら、 成長していきたいとの 気持ちがあれば、特許 庁にはその機会がたく さん用意されています。

成長の場

として

私は特許審査部 門の管理職という立 場にありますが、課室 メンバーの成長を手 助けすることも重要 なミッションの1つで す。特に、将来の特許 庁を、あるいは将来の 知的財産分野を担う 若手の成長は強く願 っていますし、そのこと を頭におきつつ日々 の業務に取り組んで います。

自分が就職した25年以上前、知的財産と いう言葉はそれほどメジャーではなかったと記 憶しています。有り難いことに、私が就職して 以降、知的財産の重要性は年々高まり、多く の企業にとって欠くことのできない経営資源の

ひとつになりました。そのような環境で働くことができた点で、就職活 動をしていた当時の自分の選択は誤っていなかったのだと感じでいます。

> みなさんが中心とな って活躍する10年後、 20年後、この分野は どうなっているでしょ うか。特許審査の重 要性は変わらないでし ょうし、国内にも世界 にも知的財産をとりま く課題はたくさん残っ ています。十分に伸び しろのある、みなさん が存分に活躍するこ とができる分野だと 思います。

活躍の

フィールド

として

知的財産というツ ールを使って社会の 発展に貢献したいと いう気持ちが少しで もあれば、ぜひとも特 許庁を訪問してみてく ださい。そして、特許 庁の一員として自分 が活躍する将来を想 い描いてみてください。 一緒に働けることを楽 しみにしています。

自らの成長と、 社会の発展への貢献



宮田 繁仁 MIYATA Shigeto 平成9年 入庁 審査第四部電力システム 審査長

寺川 ゆりか TERAKAWA Yurika 平成14年 入庁 審査第二部熱機器(冷却機器) 技術担当室長

助け合い、技術と共に

成長し続けられることに感謝



令和 2年4月 審查第二部医療機器(補綴·福祉) 上席審查官

平成 9年 4月 入庁(審査第五部電力)

平成13年 4月 審査官昇任 平成14年10月 調整課 調査係長

平成 15年11月 特許審查第四部雷話通信

平成16年 7月 留学(米国テキサス大学ダラス校)

平成 17年 7月 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 課長補佐

平成 19年 7月 特許審查第四部電話通信 審查官

平成22年10月 審判官昇任(審判部第33部門) 平成23年10月 特許審查第四部電話通信 審查官

平成27年 7月 審査第四部デジタル通信 主任 ト席審査官

平成30年 7月 審査第四部伝送システム(移動体通信システム)技術担当室長

令和 3年 7月 審査第四部伝送システム(伝送回路) 技術担当室長令和 4年 7月 審査第四部電子商取引(金融・決済) 技術担当室長

令和 4年10月 審査第四部電力システム 審査長

≫ 特許審査官のキャリア紹介



山中 降幸

YAMANAKA Takayuki 平成14年 入庁 総務部総務課情報技術統括室 企画調査官

2002~

審査官・審判官

入庁以来、審査・審判では、バイオテクノロジー、医薬品、化粧 料等を中心に経験を積み重ねてきました。これらの分野も含めた 様々な技術分野において、革新的な技術が世に生み出され続けて います。審査・審判の実務では、こうした研究に実際に携わってい る研究者等の皆様の声を聞きながらも、公平な判断を行うことが 求められるため、やりがいを感じると共に、いつも身の引き締まる 思いがしています。

2007~2008

調整課審查基準室 基準調査係長 調整課品質監理室 品質監理係長

最初の異動先では、出願人・代理人の皆様から、特許審査の実 務について様々な場でご質問をいただきました。ご質問への回答 を検討する中で、私自身も審査実務について一層理解を深めるこ とができ、また、特許審査に関する出願人・代理人の皆様の強い 関心を肌で感じることができました。

2009~2010 海外留学

海外におけるバイオテクノロジー研究の状況について理解を深 めるため、カリフォルニア大学サンフランシスコ校に留学しました。 世界中から集った研究者の生の声を聞き、同じ研究室の同僚と研 究プロジェクトに取り組んだ経験は、研究者の視点を改めて持て たという意味で、以後の特許審査において活用できる有意義なも のでした。

2011

調整課審査基準室 室長補佐

特許権の存続期間の延長に関する審査の運用見直しを担当し ました。見直しに際しては、庁内のみならず、出願人、代理人、有 識者等、多くの方のご指摘・ご意見を踏まえて検討を重ね、新た な運用での審査が始まったときには、大きな安堵とこれまでにな い達成感を得ることができました。

初めて特許庁を訪れた日から

理系のバックグラウンドを活かせる仕事を探している中で偶然見 つけたのが特許庁でした。初めて特許庁を訪れ、先輩方から幅広い 業務について熱心にご説明いただき、特許庁で働く自分の姿を想像 した日のことは今でもはっきりと覚えています。

是非皆さんも、知的財産という広いフィールドで、特許審査官とし て活躍するご自身の姿を想像してください。特許庁には、皆さんが 成長し活躍する舞台がいくつも用意されています。皆さんの入庁を お待ちしています。

2012~2014

総務部企画調査課 研究班長・活用計画班長

新興国等の知的財産に関する手続や調査手法等の情報を提 供するデータバンクの整備等の事業を行いました。この部署では、 知的財産を活用している事業者の方とご一緒することも多く、知 的財産が活用されている現場を知ることができ、審査官としての 責務の重さを改めて認識しました。

2014~2016

東京大学大学院新領域創成科学研究科 准教授

将来、企業・大学等で活躍する大学院生の皆さんに知的財産に 関する講義を行い、また、研究室に所属する大学院生と知的財産 等に関する研究に取り組みました。じっくりと腰を据えて研究活動 を行った経験は、その後の施策の企画・立案に役立っています。

2016~2018

調整課審查推進室 審查推進企画班長·検索計画班長

特許庁では、特許審査の際に必要な先行技術調査を外注して おり、審査推進室ではこの外注事業を担当しました。審査官が計 画的に審査を進めるためには、外注による先行技術調査の着実 な遂行が重要であるため、この外注事業が円滑に実施されるよう、 年間を通して緊張感を持って業務に臨みました。

2018~2019 審判部審判課審判企画室 室長補佐

審判企画室では、無効審判等の審判実務の運用整理を行いま した。審判においては、審査では判断されない事項が論点となる ことが少なくないことから、特許法のみならず民訴法等の関連法 規についても理解を深めることができました。

2022~現職 総務部総務課情報技術統括室 企画調査官

知的財産権の取得・活用の場はグローバルに広がっていること から、これをサポートするため国際的なITインフラの整備・拡充を 図っています。具体的には、米欧中韓等の海外知財庁と共同プロ ジェクトを実施すると共に、新興国の知財庁への支援等を行って います。海外知財庁との交渉・調整には困難を伴うことも少なく ありませんが、海外知財庁と力を合わせれば、それに見合った大き な成果を得ることができることから、日々、やりがいと手応えを感 じつつ業務に取り組んでいます。

2002~ 審査官

小泉首相(当時)が「知的財産立国宣言」を行った、記念すべ き2002年。大した特許の知識もなく入庁し、住宅設備の審査に 携わることとなりました。それまで何気なく眺めていた窓、ドアや 錠などの住宅設備において、隅々まで特許技術が使用されている ことを審査実務を通して知り、自身の仕事の重要性について改め て痛感しました。先輩審査官の丁寧な指導を受けながら、審査官 補時代に苦労して審査したキーレスエントリー技術が、現在あら ゆるところに用いられているのを見るにつけ、いつも懐かしい思い 出でいっぱいになります。

2007~2008

総務部総務課・

企画調査課 (業務再編により所属が変更) 係長

今ではお馴染みのものとなった「三位一体の知的財産戦略」。 事業戦略、知的財産戦略、研究開発戦略を三位一体のものとし て推進し、企業の経営に役立てていこうというものですが、当時 はあまり知られていませんでした。知的財産戦略の成功事例を集 めた、特許庁において初の事例集である「知財戦略事例集」を手 に、三位一体の知的財産戦略の重要性について説明するべく、多 くの企業を訪問する日々。毎日大忙しでしたが、「漫然と事業を守 るためだけに特許を取得してきたが、これからは、三位一体の知 的財産戦略を進めていきたい。」と企業の方から言われたときに は、大きな手応えを感じました。

2012~2016 産前産後休暇・育児休業 (第一子、第二子)

特許審査部は、自分と同じように理系の大学や大学院を卒業 し、似たような環境にいる人が多く、自分の想いや悩みにもすぐに 共感してもらえるため、非常に居心地の良い場所だと思っています。 一方、特許庁外に目を向けると、当然ながら、様々なバックグラン ドや価値観を持つ人で溢れています。育児休業中には、子供を通 じた友人が多くできましたが、多様性をひしひしと感じ、相手の立 場や気持ちを尊重しながら物事を伝えることの大切さを認識する ことができました。特許庁でのキャリアではありませんが、このよ うな経験が後に携わることとなる審査室での管理職、広報室の 業務に生かされていると感じ、あえてこちらに記載することとしま した。

2021~2023 審查第一部 主任上席審查官(事務機器)

初めての管理職。リーダーというキャラクターとはほど遠く、お そらく自分より周りの方が不安に思っていたに違いないと思いま す(笑)。原則一人で、特許にするかどうかの判断を行う特許審査 業務とは異なり、審査室での管理職業務における判断は、特許庁 全体での方針を踏まえ、審査長や室長といった同じ審査室の管 理職と共に決定することになります。どうやったら審査官の皆が 明るく楽しく仕事ができ、審査室のアウトプットを最大化できるの か、毎日、審査長や室長と相談しながら考え、目に見える形で成 果が出たときには、所謂「管理職罰ゲーム」とはほど遠い、大きな やりがいを感じました。



富士 春奈

FUJI Haruna 平成14年 入庁 総務部総務課広報室 広報室長

一人ひとりが 生き生きと働く職場で 歩んだキャリア

特許庁に入庁後は、まず、一人前の特許審査官となるべく、研修 等を通じて技術・法律に関する専門的な知識やスキルを徹底的に 身につけます。以後、これらは自分の強みとなり自己肯定感へと繋 がります。人生には様々なステージがあり、ステージによっては、時 間的な制約が出てくるなど、必ずしも自分の思い描いていたキャリ アパスを歩めないこともあるでしょう。しかし、どのようなステージ にあっても、特許審査実務というスキルを身につけた特許審査官は、 自信を持って生き生きと働いています。そんな特許庁で、あなたも一 緒に仕事をしてみませんか。

2023~現職

総務部総務課 広報室長

現在は、大企業だけでなく、スタートアップ、大学、個人など多 様なプレイヤーが知的財産を最大限利用し、イノベーションを推 進していく時代。知的財産に縁遠い方々に対し、知的財産が私た ちの生活に深く関係するものであり、大きな利用価値があること にどのように気づいていただけるか、日々頭を悩ませつつ様々な施 策を行っています。また、特許庁が発出する情報をメディアに取り 上げていただき、より多くの方に知っていただくのも広報室の重要 な責務です。新聞記者などの外部の方々と密にコミュニケーショ ンをとりながら、特許庁の担当者の熱い想いが少しでも外に広ま るよう邁進しています。

.....

》特許審査官のキャリア紹介

1996~



大学で学んだ電気電子分野の専門知識を基に、主に計測関連の特許審査に携わりました。先輩の指導を受けながら、企業との実務レベルでの意見交換、代理人等との面接、新技術の研修等の機会を活用し、審査官としての経験を深めました。ドイツ特許庁の審査官と審査官協議を行ったことは、海外に視野を広げる良い経験となりました。審査で携わったセンシング技術が、今では安全を支える技術として社会に普及しているのを見て大変うれしく思います。

2001~2003

経済産業省 製造産業局 産業機械課 技術第二係長

製造業の技術革新を支える国家プロジェクトの企画立案や模倣品対策に携わりました。企業や業界団体との意見交換を通じて、課題解決のためどのように対応していくべきかを考える貴重な経験となりました。

松下 公一

MATSUSHITA Knichi

平成8年 入庁 総務部国際政策課 国際政策課長



国内や海外で活躍できる場が あなたを待っています!

特許庁は、技術的な専門性を活かしつつ、特許審査を基本として、 政策立案・国際・法律など様々な分野に挑戦でき、チームで一丸となって業務に取り組むことによって、自らも大きく成長できる職場です。 また、デザイン経営プロジェクトチームなど、部署を超えた横の 繋がりも大切にしています。業務終了後に課外活動に取り組むこと も行われており、私はテニス部や卓球同好会で色々な部署の同僚と

日本企業が海外市場で活動する際に不可欠な知的財産権が各国 で適切に保護され、活用される環境整備のため、一緒に取り組んで みませんか?

一緒に活動しています。

2007~2009

調整課審査企画室 特許分類企画班長

特許分類の企画・改正に関する業務に携わりました。特許分類は、特許審査で各国の特許文献を効率的に検索する際や、GX (グリーン・トランスフォーメーション) に関する技術を俯瞰するための技術区分表GXTIにも利用されています。分類改正を議論する国際会議に特許庁の代表団として参加しました。様々な技術分野の最新技術を踏まえた議論は大変でしたが、各国の代表団と議論を重ね、提案が採択された時にはとても達成感がありました。

2009~2014

世界知的所有権機関(WIPO) グローバル知的財産基盤部門 国際特許分類セクション

ジュネーブのWIPO本部へ赴任し、国際特許分類の改正や普及 啓発に携わりました。事務局の一員として国際会議を運営し、議 論を円滑に行うための電子フォーラムの運営や改善を行いました。 各国の立場が異なる場合に事務局として意見を調整するなど、外 国人の上司や同僚と共に取り組みました。普及啓発のため途上国 へ出張する機会も多く、各国の特許庁から感謝された時にはとて もやりがいを感じました。小さな子供と共に家族で海外赴任する のは大変でしたが、家族の絆が深まり、公私ともに充実した期間 となりました。

2015~2017

総務部国際協力課 地域協力室長

アセアン・インド・ブラジル等の国々との知的財産分野における協力や環境整備に向けた業務に携わりました。経済成長が著しいこれらの国々に対する企業等の要望は多岐にわたり、各国からの日本への期待も大きく、各国の相手方と議論や交渉を行う際は、とても身が引き締まる思いでしたが、相手国との協力に合意した時にはとても達成感がありました。

2017~2018

総務部企画調査課 特許戦略企画調整官

企業等における知的財産権の取得や管理に関して企画・調査を行う業務に携わりました。各種業界の企業経営層の方々との意見交換を通じて、企業経営における知的財産戦略の重要性や特許庁の施策への要望等を直接伺い、課題解決や政策立案に繋げていくことの大切さを学びました。

2019~2023

審査第一部 上席総括審査官 (事務機器、自然資源、計測)、 審査管理官(アミューズメント)

特許審査部の管理職として業務遂行のマネージメントに携わりました。すべての審査官がやりがいを持って働くことができるよう、自己研鑽できる機会の提供や働きやすい環境の構築に努めました。企業や業界団体との意見交換を通じて、意見や要望を踏まえて対応策を検討することの大切さを学びました。

2023~現職 総務部 国際政策課長

長 8

五大特許庁・日アセアン長官会合や各国との会合を通じて、国際的な知的財産制度の調和や日本の審査結果の国際発信など、特許庁の国際業務の総合調整に携わっています。知的財産権は日本企業が高付加価値の製品やサービスをもって海外市場で活動する際に必要不可欠です。知的財産権が適切に保護され、活用される環境の整備のために日々努めています。

今村 亘 IMAMURA Wataru 平成6年 入庁 審査第一部 調整課長

特許庁、特許審査官は、理系のバックグラウンドを有しながら、 法律や先端技術の知識を持ち、唯一無二の技術を見極め、独占権 を付与することができるプロフェッショナル集団です。

特許庁のミッションは、「『知』が尊重され、一人ひとりが創造力 を発揮したくなる社会」を実現することですが、特許審査官は、この 実現に向けて直接的に携わることができる仕事です。

こんな社会を実現したいと思いませんか? 少しでも共感される方は、是非、特許庁に来てください。一緒に実現しましょう。

一人ひとりが創造力を 発揮したくなる社会を実現する

1994~



入庁以来、審査・審判では、機械関係の技術を担当してきました。 ロケットや自動車、船舶といった重工系の技術から、家電、スポーツウエアなど身近な製品の特許について審査しました。特許庁が、 世の中のありとあらゆる技術をカバーする官庁であることを実感しました。自分の審査した特許が使われている製品を街で見ることもあり、イノベーションに携わっている実感を得ることができます。

1999~2000 調整課 審査基準室

特許庁に入庁して初めて特許審査とは違う仕事を経験しました。 審査基準室は、文字どおり特許審査を行う際に参照される「審査基 準」を管轄する部署であり、「審査基準」は、いわば特許審査のバイブ ルです。その時に自分が手がけた審査基準は、今でも使われています。

2001~2002 海外留学

米国プリンストン大学に先端技術留学しました。Aerospace engineeringに籍を置き、これまで大学や特許審査で経験のある流体力学関連の研究に携わることができました。

この年の9月11日にNYでテロが発生し、独特の雰囲気の中で 留学生活を過ごしていました。

2003~2006

特許情報推進室 調査係長 技術調査課 研究班長·大学等支援班長

この期間は、特許情報や権利の「活用」の仕事に携わりました。審査官は、権利を付与するいわゆる権利の「保護」の仕事でしたが、特許を取得してから、それをどう活用していくのかという施策に携わりました。

2008~2012

調整課 審查企画班長・企画調査班長

審査企画班長時代は、特許審査ハイウェイ (PPH) が開始された直後で、PPH締結のため世界中を飛び回りました。

企画調査班長時代の2011年には、東日本大震災が発生し、震 災からの復興のために知財を活用してもらえるよう震災復興早期 審査などを創設しました。



2012~2013

海外特許庁とのIT協力を進める交渉担当官として、五大特許庁 +WIPOのプロジェクトに携わりました。各国の審査情報を共有 するグローバルドシエに途上国の審査結果情報を連結したり、優 先権情報を電子で交換するサービスの導入を進めたりしました。

2013~2014

企画調査課 特許戦略企画調整官

企業向けの施策立案を行う担当として、企業のトップと特許庁 幹部が懇談を行う場を設定し、各企業の社長や知財担当役員の 考えや特許庁に対する要望を直接伺うことができました。企業の 知財戦略をまとめた事例集を作成しました。

2014~2017

JETRO ニューヨーク (知財アタッシェ)

ワシントンD.C.での政治的な動きやNYをはじめとする北米での知財動向を調査し発信しました。また、ニューヨークの知財関係者を集めた勉強会(NYIPG)や米国特許商標庁と日本の知財ユーザーとの直接対話を行う場(IP-PAC)を立ち上げました。

2017~2019 総務部 企画調査課長

スタートアップ支援のための支援チーム (スタートアップ支援 班) を立ち上げ、スタートアップのためのスーパー早期審査やスタートアップのためのハンズオン支援 (IPAS) を創設しました。

また、標準必須特許(SEP)の国際的な議論の高まりを受け、 国際シンポジウムなどの開催を行いました。

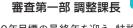
2019~2022

審査第二部 上席審査長、 デザイン経営プロジェクトチーム長

特許庁自らデザイン経営を実践するために立ち上げた特許庁デザイン経営プロジェクトチームのチーム長として、社会課題を知財で解決する個人などを支援するI-OPENプロジェクトなどを開始し

また、プロジェクトリーダーとして、特許庁のミッション・ビジョン・バリュー (MVV) のとりまとめを行いました。

2023~現職 索杏笋—邨 調敕課트



2014年に立てた審査処理の10年目標の最終年を迎え、特許審査部門が一丸となってこの目標を達成しました。今後の新たな10年の目標を立てるとともに、その目標の一つであるスタートアップの支援のため、プッシュ型のスタートアップ支援 (PASS) をスタートさせました。

≫ 特許審査官補からのメツセージ



世の中のまだ実用化に至っていない素晴らしい発明が活用される手助けをし、日本の産業発展に貢献したいと考え、特許庁をは最先端技術に触れられる審査官としての仕事だけでなく、施策の立案や諸外国との合流等、行政官としても幅広く仕事ができる点にも魅力を感じています。

特許庁では、充実した研修制度

が用意されています。法律分野を

基礎から学べる講義があり、法

律について学んだことがなくても、

理解できるようになります。また、

各々に指導審査官がつくので、わ

からないことがあれば気軽に質

問することもできます。

特許審査を知ったきっかけは大学 2年生のときになんとなく受けた特許 法の授業でした。その後、説明会や セミナーなどを通して、より審査業務 に興味を持つようになりました。最先 端の技術に関わることができる面白 さと、産業の発展に寄与できるやり がいも持つことのできるよい仕事だ と思い特許庁を選びました。

お互いに業務内容についての相談や 雑談をしている先輩方の姿を多く見 かけ、私が望んでいたコミュニケー ションが活発な環境であると感じま した。また、研修制度も充実しており、 法律や条約などの審査官業務に直結 する知識を得られるため、今後審査 官として働く上で重要な基礎を修得 できていると実感しています。



身近な技術から最先端の技術、また、学生時代の専門ではない分野まで、幅広く多様な技術分野に生涯を通じて携わることができる特許審査官に魅力を感じました。理系でありながら、語学や法律等の文系科目を学ぶことが好きだったので、技術と法律の2つの軸を持って仕事をできることも、特許庁を志望した大きな理由の一つです。

● 審査第一部

私が特許庁を

選んだ理由

世界中の先端技術を見ることを仕事にできる審査官 に興味を持ち、特許庁を志望しました。分野を問わず 審査を通して新たな知識を得られることが魅力的に 感じました。また、審査官としてだけでなく、時には知 的財産に携わる行政官として働くことで、様々な側面 から技術発展に携われることも特許庁を選んだ理由 の一つです。

入庁して改めて研修制度の充実を実感しました。知的 財産に関する法律を、その趣旨から実際の業務での 使われ方まで詳しく学ぶことができます。また、研修内 容に限らず、そのほかの些細なことでも分からないこ とは、指導審査官や周りの先輩にすぐに質問できる環 境なので、安心して働くことができます。

▲ 審査第二部

入庁後に

特許庁について

どのように感じたか

充実した研修制度と安心して働ける職場環境が整っています。法律に初めて触れることを前提とした座学研修や、一人ひとりに経験豊富な先輩が指導審査官としてついてくださるOJTなど、一人前の審査官になるためのサポートが手厚いです。 先輩方との交流の場もあり、日々楽しく業務に取り組むことができています。 まずは、公平・公正な審査を行うために、審査に関する知識やスキルを身につけようと思います。 そして将来は、国内だけでなく、国際的な知的財産の活用と保護に貢献できるように、国際的な視野を持つことを常に心がけ、グローバルな課題の解決に取り組みたいです。世界の知的財産権制度を支える特許庁職員を目指します。

どのような

特許庁職員を

目指すか



技術の進展や、経済・社会情勢等の変化に応じて、産業財産権の保護の在り方も変化していかなければならないと思います。時代のニーズに即した適切な産業財産権の保護を達成できるよう、特許庁に何が求められているのか、常に考えて行動する、そんな組織全体のために改善を続けられる特許審査官を目指します。



ユーザーによって、知的財産の権利取得や活用方法についての考え方は異なります。特許庁では、意見交換等の機会を通じて、ユーザーの生の声を伺っています。私は、ユーザーが知的財産を活用できる社会の実現のために、ユーザーのニーズを的確に把握できる特許庁職員を目指したいと思います。

入庁後改めて、強力な特許権を付与する審査官の責任の重さや、庁の一員として行う仕事の影響の大きさを実感しています。広い視野を持ってユーザーや社会に対して最良の判断をできるよう、多方面の勉強をしていきたいです。審査業務と行政業務の両方を通して、イノベーションに関わる人々を支援する審査官を目指します。

特許庁を志望する方の中には、不安や疑問をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。特許庁では、説明会や座談会等が開催されています。そこでは業務内容や職場の雰囲気を知ることができ、実際に業務に触れることもできます。是非、特許庁まで足を運んでみてください。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

特許庁を

目指す方へ

● 審査第四部

特許庁は研修制度が大変充実しており、審査に必要な知識を基礎から学ぶことができます。また、先輩や指導審査官に相談しやすい環境・雰囲気です。私自身、入庁前は不安を感じていましたが、楽しく充実した日々を過ごすことができています。皆さんと特許庁で一緒に働くことができるのを楽しみにしています。

特許審査には技術だけでなく法律の知識も求められますが、理系の方にとって法律は縁遠いものかもしれません。私も不安だったものの、様々な研修を受講するなかで、法律の背景や趣旨、内容を理解する流れに、理系の学問に通ずるものを感じました。あなたが身につけてきた分析眼や論理的思考を発揮してみませんか。

特許審査官になるために、法律 や技術など様々な分野を学んでい ます。研修は手厚く、日々成長を感 じることができます。職場の風通し もよく、周囲に相談しやすいです。 また、特許審査官は専門性が高く、 幅広い分野で活躍できる職業だと 感じます。様々な採用イベントがあ るので、一度でも気になったら、参 加してみてください。



》ワークライフバランス

両立支援制度が多数あります (一部抜粋)

	夕 廷 出 庄		対 象		
各種制度		全 職 員	育児等	介護	
勤務時間を柔軟に設定	フレックスタイム制 (日ごとの勤務時間数・時間帯を変更) 柔軟な働き方ができる	•			
	テレワーク制度 通勤時間等を有効活用できる	•			
	早出遅出勤務 (始業・終業時刻を変更) ライフスタイルに合わせた勤務時間帯を選択できる	•			
	休憩時間の短縮(職場にいる時間を短縮)		•	•	
	育児短時間勤務、保育/育児時間(未就学児の養育のために勤務時間を短縮)		•		
	介護時間(介護のために勤務時間を短縮)			•	
両立のための休暇・休業制度	配偶者同行休業 (配偶者の海外勤務等に同行するため) 継続的な勤務を促進できる	•			
	産前産後休暇		女性のみ		
	配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院付添い等のため)		男性のみ		
	育児参加のための休暇(妻の産前産後期間中、未就学児の養育のため)		男性のみ		
	育児休業 (3歳未満の子の養育のため)		•		
	子の看護休暇 (未就学児を看護するため)		•		
	介護休暇			•	

詳しくは、人事院ウェブサイト等をご覧ください



ワークライフバランスの実現のため 特許庁では働き方改革を進めています

フレックスタイム制や早出遅出勤務等を活用して、柔軟な働き方を選択できます。

テレワーク制度はほとんどの職員が活用しています。

テレワーク中であっても、オンライン会議システム等を使って職員同士や出願人等とのコミュニケーションを取っています。また、テレワークでの審査を効率的に行うためのシステムを整備しています。自宅のディスプレイを併用している職員もいます。

第1子の育児休業復帰後から、育児時間の制度を利用して毎日の終業時間を2時間早めています。朝8時頃に保育園に送ってから登庁し、夕方5時頃には迎えに行けるので子供との時間も大切に過ごせています。テレワークと組み合わせれば通勤時間も短縮できるため、業務後に子供を病院や習い事に連れて行く日もあります。

制度利用中も業務の幅は狭まらないので、現在 も様々な経験を積むことができています。育児時 間制度があることで復帰後の働き方を具体的にイ メージでき、不安を感じることなく育児休業を取得 できました。

育児時間

登庁日には、通勤ラッシュを避けられるように 出勤時間を設定し、通勤時間がかからないテレワークの日には、登庁日よりも早い時間に勤務を開始しています。また、夕方にプライベートの予定がある日には、退勤時刻を早めに、先行技術文献調査に集中して取り組みたい日には、勤務時間を長めに設定することで、仕事とプライベートの両立を図っています。勤務時間は前日にも変更可能なため、審査業務の進捗や急な予定等に柔軟に対応することができています。

フレックスタイム制

産後休暇終了後から、保育園の慣らし保育が終わる4月中旬まで育児休業を取得しました。期間は自由に選択することができ、延長申請も可能でしたので、安心して初めての育児に専念することができました。生後約1年という成長著しくかけがえのない期間を娘の近くで過ごすことができ、本当に良かったと思います。休業前の引き継ぎ期間や復帰後の配属についても配慮していただけて、働きやすさを実感しました。

育児休業(女性)

第一子が誕生し、生後11ヶ月頃から1ヶ月間、 育児休業を取得しました。業務の引き継ぎや復職 後の立ち上がりに不安もありましたが、私の周りで は数か月またはそれ以上の期間育児休業を取得し た同僚も多く、親身なアドバイスを沢山いただきま した。育児休業中は育児の大変さを身をもって知 るとともに、家族とかけがえのない貴重な時間を 過ごすことができました。改めて周囲のサポート・ 理解に感謝するとともに、今後は私自身の経験を 必要な方に還元し、貢献したいと強く思っています。

育児休業 (男性)



私は週に2日程度、テレワーク制度を利用しています。子供の習い事のために業務終了時間を早める日は、フレックスに加えてテレワークを活用することで、早めに業務を終わりつつ十分な業務時間を確保できます。また、テレワークでは一人の作業に集中できたり、お昼休みに買い出しができたりします。もちろん業務で最大能力を発揮することが大切ですので、テレワークの日になるべくオンラインミーティングや一人で出来る作業を寄せつつ、対面打合せや誰かと相談したいような案件は登庁して実施するなど、テレワークと出勤のバランスを心掛けています。

テレワーク制度

採用担当がお答えします!

特許庁が求める人物像は?

日々学び、成長していく志を持った人を求めています。

審査を行う必要があります。担当する技術分野が多岐に わたることも珍しくありませんし、法律等の知識も必要に なります。また近年のグローバル化に伴い、外国文献調査

特許審査官は、出願された発明について迅速・的確に は欠かせないため語学力も重要です。特許庁では、こうし た幅広い見識に加え、強力な独占権を付与することに対 する責任感、新しい技術トレンドを常にキャッチアップし ようとする向上心にあふれる人材を求めています。



特許審査官になるには?

総合職試験の技術系区分※に合格して、特許庁での官庁訪問に参加してください。

人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(院卒 者試験・大卒程度試験)の技術系区分※の合格者の中か ら、特許庁で面接等(官庁訪問)を実施して採用者を決定

なお、例年6月頃には、過年度試験の既合格者を対象と した官庁訪問も実施しています。

※技術系区分

工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、 農業農村工学、森林・自然環境、デジタル

●国家公務員採用総合職試験についてのお問合せ 人事院各地方事務局 (事務所)

特許庁での官庁訪問についてのお問合せ 特許庁審査第一部調整課 TEL: 03-3581-1101 (内) 3119

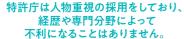


https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/visit/index.html





採用選考時にバックグラウンドによって 不利になることはありますか?



学士、修士・博士の修了・中退、職歴ありなど、様々な 学歴・経歴の人を毎年採用しています。また、技術系区 分から万遍なく採用しています。



入庁後に違いはありますか?

審査官昇任時期等の処遇が異なりますが、業務内容は同じです。

大学院等で研究に従事した期間を考慮して処遇が決定されます。学部卒では入庁か ら4年後に審査官に昇任するのが一般的ですが、修士卒は3年後、博士卒は2年後に審 査官に昇任することができます。既卒の場合には、企業等で研究に従事した期間も考慮 して、最短2年後に審査官に昇任することができます。

審査官昇任後の業務内容、キャリアパスに違いはありません。



法律の勉強をしたことがないのですが 大丈夫でしょうか?

入庁後に研修でゼロから学べるので問題ありません。

特許審査官として審査業務をしていく上で特許法の知識は欠かせま せんが、入庁してすぐに受ける研修で、特許法を含め法律について学ぶ ことができるので心配いりません。研修の受講生、すなわち特許庁の新 人は、法律について勉強したことがない人ばかりなので、法律初心者で も理系でも理解しやすい研修内容になっています。



特許庁のことを もっと詳しく知りたいです!

個別業務説明や各種イベントにお気軽にご参加ください!

特許庁では、様々な内容・形式のイベントを随時開催 しています。

各種説明会の最新情報は特許庁採用のイベント情報 ページでご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/index.html

特許庁の採用イベント(一例)

*いずれも採用選考活動ではありません。

オーダーメイド型

個別業務説明

ご希望に沿った内容の業務説明をマンツーマンで行います。

実施形式は、特許庁庁舎への来訪又はオンラインから選択できます。

- ・開催時期: 随時(平日9:00~18:00) ※何回でも申込みできます
- ・時間:1~2時間程度
- ・詳細、お申込みはこちら↓

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/kobetsu-setsume.html





ワークショップ型

■知財ゼミ

審査官による講演や班別実習により特許庁の業務に対する理解を深められます。 毎月、テーマを変えて開催しています。

- ·開催時期:10月~6月(月1回程度)
- ·時間:2時間程度
- ・詳細、お申込みはこちら↓

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/chizai-zemi.html

■職場体験プログラム(サマープログラム/ウィンタープログラム)

模擬審査体験や政策討議等を通じて、短期間で総合的な職業体験ができます。

- ·開催時期:夏、冬
- ・期間:2日間
- ・詳細が決まりましたら、特許庁採用のイベント情報ページに掲載します

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/index.html





セミナー型

(人事院主催、特許庁主催、大学別等)

特許審査官の業務内容や働く環境等について、全体概要を紹介します。 特許庁の説明を初めて受ける方向けの内容です。

詳細はこちら↓

給与

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/seminar-jinjiin.html





採用後の処遇(令和6年4月1日現在)

総合職試験(大卒程度試験)合格の場合(一例)

行政(一) 2-1の場合 (大卒) 240.840円

行政(一)2-11の場合 (院卒)268.920円

総合職試験(院卒者試験)合格の場合(一例) 行政(一) 2-11の場合 (院卒) 268,920円 行政(一) 2-26の場合 (博士卒) 294.120円

※上記に加え、本府省業務調整手当が支給されます。また、このほか次のような諸手当があります。

扶養手当 扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円等

住居手当 借家(賃貸のアパート等)に住んでいる者等に、月額最高28,000円

通勤手当 交通機関を利用している者等に、1箇月当たり最高55,000円

期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス) 1年間に俸給等の約4.5月分

勤務時間 休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年20日の年次休暇(4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)のほか、 病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等)、介護休暇があります。

採用実績

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総合職技術系区分	38(11)	34(11)	38(13)	42 (16)	54(17)
					() は女性の人数



■アクセス



- ●丸ノ内線・千代田線・日比谷線/霞ヶ関駅 (A13番出口) より徒歩7分
- ●丸ノ内線・千代田線/国会議事堂前駅(3番出口)より徒歩5分
- ●銀座線/虎ノ門駅 (5番出口) より徒歩4分
- ●南北線・銀座線/溜池山王駅 (8番出口) より徒歩5分
- ●日比谷線/虎ノ門ヒルズ駅 (A2a番出口) より徒歩8分

経済産業省 特許庁 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号



2024.09